

野辺地町地域防災計画

【資料編・様式編】



令和5年3月
野辺地町防災会議

資料編

目 次

野辺地町防災会議条例	1
野辺地町防災会議運営要綱	3
野辺地町防災会議委員名簿	4
野辺地町災害対策本部条例	5
防災関係機関の所在地・電話番号一覧	6
資料 1 雨量観測所・水位観測所	9
資料 2 強震観測施設・青森県震度情報ネットワークの整備状況	9
資料 3 消防施設・設備等の整備状況	10
資料 4 消防ポンプ自動車等整備計画	10
資料 5 消防水利整備計画	11
資料 6 町有無線設備	11
資料 7 通信系統図	13
資料 8 連絡系統図	14
資料 9 消防無線設備	15
資料 10 通信系統図	16
資料 11 各水防倉庫の資機材の備蓄状況一覧	17
資料 12 流出油防除資機材	18
資料 13 海上火災等対策用船舶	18
資料 14 救助資機材等整備状況	18
資料 15 広域防災拠点整備状況	19
資料 16 その他施設・設備等整備状況	19
資料 17 町の防災倉庫・防災資機材整備状況	19
資料 18 自主防災組織一覧	20
資料 19 炊き出しの実施場所	20
資料 20 炊き出しの協力団体	20
資料 21 弁当、パン、うどん麺類等製造所等	20
資料 22 インスタント食品調達先	21
資料 23 調達食料及び供給食料の集積場所	21
資料 24 除去した障害物の集積場所	21
資料 25 被服、寝具、その他生活必需品	22
資料 26 調達物資の集積場所	22
資料 27 医薬品および防疫用薬剤等の調達先一覧	23
資料 28 医療機関等の状況	23
資料 29 車両及び船舶等の調達	24

資料 3 0 公共的団体の車両、船舶等自動車保有状況	2 4
資料 3 1 町旅客自動車事業所(タクシー等)	2 5
資料 3 2 ヘリコプター離着陸場所	2 5
資料 3 3 緊急通行車両保有状況	2 5
資料 3 4 災害廃棄物処理班の構成等	2 6
資料 3 5 ごみ及びし尿処理施設	2 6
資料 3 6 町及び町内関係業者所有の収集運搬資機材一覧	2 6
資料 3 7 各学校の代替予定施設	2 7
資料 3 8 教科書以外の教材等の調達	2 7
資料 3 9 教育施設の現況	2 7
資料 4 0 公的機関との協定の締結状況	2 8
資料 4 1 民間団体との協定の締結状況	2 9
資料 4 2 車両駐車場所	3 0
水道災害相互応援協定	3 1
三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定.....	3 3
原子力災害時応援協定.....	3 5
災害時の情報交換に関する協定.....	3 7
町民の安全に関する協定.....	3 8
青森県消防相互応援協定	4 0
災害時における学校施設の使用に関する協定.....	4 4
警察署使用不能時における施設使用に関する協定書.....	4 6
災害時における相互応援に関する協定書.....	4 7
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定.....	4 9
大規模災害時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書.....	5 2
災害時の医療救護活動に関する協定	5 4
災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書	5 6
災害時における石油類の優先供給に関する協定書	5 8
災害復旧時の協力に関する協定書	5 9
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	6 1
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	6 3
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	6 5
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	6 7
災害時における物資の供給に関する協定書	7 0
災害時における飲料供給に関する協定書	7 2
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	7 4
東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定書...	8 0
災害時の協力に関する協定	8 4

災害に係る情報発信等に関する協定	8 7
野辺地町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	8 9
地域防災パートナーシップ協定書	9 5
野辺地町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	9 8

野辺地町防災会議条例

昭和三十七年十月五日

条例第二十三号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、野辺地町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平一二条例五・一部改正)

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 野辺地町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町長の諮問に応じて野辺地町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平二四条例一八・一部改正)

(会長及び委員)

第三条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 二 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - 三 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - 四 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 五 教育長
 - 六 消防団長
 - 七 北部上北広域事務組合消防本部消防長及び野辺地消防署長
 - 八 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は二十三人以内とする。
- 7 第五項第八号及び第九号の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平六条例一九・平一〇条例一九・平二四条例一八・一部改正)

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則(昭和四十六年九月三〇日条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年一二月二一日条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年三月二五日条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年三月二四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成二四年九月一一日条例第一八号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(野辺地町災害対策本部条例の一部改正)

2 野辺地町災害対策本部条例(平成八年野辺地町条例第六号)の一部を改正する。

野辺地町防災会議運営要綱

平成七年三月二十二日

告示第七号

(目的)

第一条 この要綱は、野辺地町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第二条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、二名以上の委員から防災会議に付議すべき案件を示して要求があったときは、防災会議を招集しなければならない。

(会議)

第三条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第四条 防災会議の議事は、出席委員全員の意見一致をもって決するものとする。

(会議録)

第五条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 会議に付した案件及び議事の経過
- 四 議決した事項
- 五 その他必要と認める事項

(専決処分)

第六条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- 一 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
 - 二 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
 - 三 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - 四 野辺地町災害対策本部の設置に関すること。
 - 五 野辺地町地域防災計画の軽微な変更に関すること。
- 2 会長は、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、前項各号に掲げる以外の防災会議の所掌事務について専決処分することができる。
- 3 会長は、前二項により専決処分した事項については、次の防災会議において承認を求めるものとする。

(事務局)

第七条 防災会議の事務を処理するため、事務局を防災を担当する課に置く。

(平二四告示二二・一部改正)

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

前 文(抄)(平成二四年三月三〇日告示第二二号)

平成二十四年四月一日から適用する。

野辺地町防災会議委員名簿

	機関名・職名	野辺地町防災会議条例第三条による区分
1	会長	野辺地町長
2	三八上北森林管理署長	第一号 指定地方行政機関の職員
3	上北地域県民局地域整備部長	第二号 青森県の知事の部内の職員
4	上北地域県民局地域健康福祉部長	〃
5	青森県原子力センター所長	〃
6	野辺地警察署長	第三号 青森県警察の警察官
7	野辺地町副町長（会長職務代理者）	第四号 町長の部内の職員
8	野辺地町教育委員会教育長	第五号 教育長
9	野辺地町消防団長	第六号 消防団長
10	北部上北広域事務組合消防本部消防長	第七号 北部上北広域事務組合消防本部 消防長及び野辺地消防署長
11	北部上北広域事務組合消防本部野辺地消防 署長	〃
12	青い森鉄道(株)野辺地駅長	第八号 指定公共機関又は指定地方公共 機関の職員
13	東日本電信電話(株)青森支店長	〃
14	日本郵便株式会社 野辺地郵便局長	〃
15	野辺地町自治会連合協議会長	第九号 自主防災組織を構成する者又は 学歴経験のある者
16	野辺地町社会福祉協議会長	〃
17	野辺地町赤十字奉仕団委員長	〃
18	中袋町自主防災組織会長	〃
19	川目自治会自主防災組織会長	〃
20	野辺地町校長会長	〃
21	野辺地町障害者福祉会長	〃

野辺地町災害対策本部条例

平成八年三月二十七日

条例第六号

野辺地町災害対策本部条例(昭和三十七年野辺地町条例第二十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の二第八項の規定に基づき、野辺地町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平二四条例一八・一部改正)

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第二条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部)

第三条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第四条 本部に、災害地にあつて本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年九月一一日条例第一八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

防災関係機関の所在地・電話番号一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	備考（窓口）
青森県	青森市長島一丁目 1－1	017-722-1111	防災危機管理課
野辺地町	野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1	0175-64-2111	防災管財課
北部上北広域事務組合消防本部	野辺地町字田挟沢 4 0 番地 9	0175-64-0650	警防課
野辺地消防署	〃	0175-64-3126	
野辺地警察署	野辺地町新町裏 1 番地 1	0175-64-2121	警備課
上北地域県民局地域健康福祉部保険総室	十和田市西二番町 1 0－1 5	0176-23-4261	
上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	上北郡七戸町字蛇坂 5 5－1	0176-62-2145	
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二番町 2 0－1 2	0176-23-4311	建設管理課
上北地域県民局地域農林水産部	〃	0176-23-5388	指導調整課
上北教育事務所	上北郡七戸町蛇坂 5 5－1	0176-62-2128	総務課
東北森林管理局 三八上北森林管理署	十和田市西二番町 1－2 7	0176-23-3551	総務課
農林水産省 東北農政局 青森県拠点	青森市長島一丁目 3－2 5	017-775-2151	
第二管区海上保安本部 青森海上保安部	青森市青柳一丁目 1－2 青森港湾合同庁舎	017-734-2421	警備救難課
青森地方气象台	青森市花園一丁目 1 7 番 1 9 号	017-741-7413	防災業務課
東北地方整備局 （青森港湾事務所、八戸港湾空港整備事務所、 青森河川国道事務所、十和田国道維持出張所）	青森市本町三丁目 6－3 4	017-775-1394	
	八戸市沼館四丁目 3－1 9	0178-22-9391	
	青森市中央三丁目 2 0－3 8	017-734-4521	
	十和田市三本木字北平 1 4 7－4 7 5	0176-23-7138	
東北運輸局 （青森運輸支局、青森運輸支局八戸海事事務 所）	青森市大字浜田字豊田 1 3 9－1 3	017-739-1501	
	八戸市築港街二丁目 1 6 八戸港湾合同庁舎 2 階	0178-33-0718	

東北総合通信局	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 2 - 2 3 仙台第 2 合同庁舎内	022-221-0604	総務課
青森労務局 十和田労働基準監督署	十和田市西二番町 1 4 - 1 2 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階	0176-23-2780	監督課
ハローワーク野辺地	野辺地町字昼場 1 2 番地 1	0175-64-8609	
東京航空局 (三沢空港事務所、青森空港出張所)	三沢市大字三沢字下夕沢 8 3 - 1 9 7 青森市大字大谷字小谷 1 - 3 0 3	0176-53-2461 017-739-2240	
自衛隊 陸上自衛隊第 9 師団	青森市浪館字近野 4 5	017-781-0161	
東日本旅客鉄道(株)青森支店	青森市柳川一丁目 1 - 1	017-734-6732	
青い森鉄道(株)野辺地駅	野辺地町字上小中野 4 9 番地 2	0175-64-3266	
東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本二丁目 1 - 6	017-774-9550	青森災害対策室
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区内幸町一丁目 3 - 1	03-6701-3774	
(株)ドコモ C S 東北青森支店	青森市中央三丁目 1 9 - 1	017-774-8000	
(株)ドコモビジネスソリューションズ青森支店	青森市中央三丁目 1 9 - 1	017-774-6001	
日本郵政(株)野辺地郵便局	野辺地町字野辺地 2 8 番地 1	0570-943-391	
日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目 3 - 1	017-722-2011	
東北電力ネットワーク(株)青森電力センター	青森市本町一丁目 3 - 9 ニッセイ青森本町ビル	050-7789-8298	総務課
日本放送協会 (NHK 青森放送局)	青森市松原二丁目 1 - 1	017-774-5111	
青森放送(株) (R A B 青森放送)	青森市松森一丁目 8 - 1	017-743-1234	
(株)青森テレビ (A T V 青森テレビ)	青森市松森一丁目 4 - 8	017-741-2233	
青森朝日放送(株) (A B A 青森朝日放送)	青森市大字荒川柴田 1 2 5 - 1	017-762-1111	
(株)エフエム青森	青森市堤町一丁目 7 - 1 9 N T T 堤ビル 1 F	017-735-1181	

(社)青森県エルピーガス協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢 1 9 - 9	0176-23-1396	事務局
上十三医師会	十和田市西十二番町 1 4 - 8 さわらび会館内	0176-51-6923	
(社)青森県トラック協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢 2 1 3 - 3	0176-23-3977	事務局
下北交通(株)	むつ市金曲一丁目 8 - 1 2	0175-22-3221	
十和田観光電鉄(株)	十和田市稲生町 1 7 - 3	0176-23-3131	総務課
日本通運(株)青森支店	青森市大字三内字丸山 393-214	017-718-7684	
日本銀行青森支店	青森市中央一丁目 1 1 - 1	017-734-2151	
東日本高速道路(株)東北支社 (青森、八戸、管理事務所)	青森市大字岩渡字熊沢 2 5 0 - 2 5 9	017-782-1431	
	八戸市北白山台五丁目 5 - 1	0178-27-2100	
青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目 4 - 1 青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400	
ゆうき青森農業協同組合野辺地営農センター	野辺地町字有戸鳥井平 2 1 3 番地 1	0175-64-0024	
野辺地町漁業協同組合	野辺地町字野辺地 5 6 8 番地	0175-64-2264	
野辺地川漁業協同組合	野辺地町字新町裏 9 番地 1	0175-64-9363	
上北森林組合	上北郡七戸町字森ノ上 8 7 - 1	0176-69-1200	
野辺地建設業協同組合	野辺地町字下松ノ木平 1 9 番地 7	0175-64-4089	
エボシ建設業協会	野辺地町字寺ノ沢 9 3 番地 8 3	0175-64-9966	

資料1 雨量観測所・水位観測所

【雨量観測所（降水量、気温、風、日照時間、積雪）】

観測所名	観測種目					所在地
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	
野辺地	○	○	○	○	○	野辺地町字有戸鳥井平4番地1

【水位観測所（青森県所管観測所）】

観測所名	対象河川		所在地
	水系名	河川名	
中屋敷	野辺地川	野辺地川	野辺地町字川目23番地
観音林脇	野辺地川	枇杷野川	野辺地町字観音林脇25番地5

資料2 強震観測施設・青森県震度情報ネットワークの整備状況

【強震観測施設】

観測所名	所在地	観測点名	備 考
野辺地（野辺地町役場）	野辺地町字野辺地 123 番地 1	AOMH05	青森県
野辺地（野辺地消防署）	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	AOM010	防災科学技術研究所

【青森県震度情報ネットワーク】

設置町村名	所在地	備 考
野辺地町	野辺地町字野辺地 123 番地 1	青森県及び防災科学技術研究所の震度計を活用
	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	

資料3 消防施設・設備等の整備状況

(令和4年4月1日現在)

区 分	消防団員及び 消防団吏員	消防ポンプ						その他の車両	計	消防艇	消火栓	防火水槽	耐震性貯水槽	その他	計
		消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	積載車 小型動力ポンプ付	はしご付消防ポンプ自動車	屈折はしご付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車								
北部上北広域事務 組合消防本部	22	0	0	0	0	0	0	5	5						
野辺地消防署	44	0	1	0	0	0	1	9	11	0	223	50	1	0	274
消防団本部	19	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
第一分団	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	33	10	0	0	43
第二分団	14	1	0	0	0	0	0	0	1	0	19	10	0	0	29
第三分団	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	36	6	0	0	41
第四分団	22	1	0	0	0	0	0	0	1	0	28	4	0	0	32
第五分団	28	1	0	1	0	0	0	0	2	0	22	7	1	0	30
第六分団	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	18	4	0	0	22
第七分団	17	0	0	1	0	0	0	0	1	0	40	7	0	0	46
第八分団	20	1	0	0	0	0	0	0	1	0	27	2	0	0	29

資料4 消防ポンプ自動車等整備計画

区 分	区域名	人口 (令和5年1月1日現在)	全体計画(令和5~9年度)				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度			
			水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	救急自動車	救助工作車	化学消防ポンプ自動車
野辺地消防署	野辺地町	12,341	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
消防分団名	消防団本部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一分団	本町・上袋町・中袋町・城内の一部(城内橋以北)	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二分団	浜町・八幡町・新道・新町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	第三分団	下町一区・下町二区・川目・松ノ木平の一部(松ノ木平跨線橋以北)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第四分団	馬門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第五分団	有戸・木明・明前	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第六分団	駅前の一部(青い森鉄道以北)・城内一部(城内橋以南及び白岩向地区)・鳴沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第七分団	金沢町・下袋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第八分団	枇杷野・琵琶湖・えぼし・松ノ木平の一部(松ノ木平跨線橋以南)・駅前の一部(青い森鉄道以南)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料5 消防水利整備計画

区 分		現有数	年次計画					
			全体計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
消火栓	公設	221	5	1	1	1	1	1
	私設	6	0	0	0	0	0	0
防火水槽	20～40 m ³ 未満	9	0	0	0	0	0	0
	40～100 m ³ 未満	44	0	0	0	0	0	0
	100 m ³ 以上	0	0	0	0	0	0	0
その他の水利		0	0	0	0	0	0	0
計		280	5	1	1	1	1	1

資料6 町有無線設備

所属	局種別		呼出名称 (呼出符号)	節(営)備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	固定局	市内地区	みどりヶ丘団地	野辺地町字松ノ木平 83 番地 16	
			敦平団地	野辺地町字松ノ木平 76 番地 1	
			琵琶野 1	野辺地町字上小中野 80 番地 324 地先	
			琵琶野 2	野辺地町字上小中野 80 番地 321	
			琵琶野 3	野辺地町字上小中野 170 番地	
			枇杷野団地	野辺地町字枇杷野 29 番地 4	
			枇杷野川	野辺地町字観音林脇 41 番地 3 地先	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カマ、電光掲示
			運動公園	野辺地町字上小中野 51 番地 17	
			運動公園通り	野辺地町字松ノ木 88 番地地先	
			荒田ノ沢	野辺地町字前平 63 番地 1 地先	
			二本木	野辺地町字二本木 24 番地 2	連絡通話アンサーバック付 スピーカー無し、電光掲示のみ
			野辺地橋	野辺地町字二本木 1 番地 2 地先	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カマ、電光掲示
			八幡町	野辺地町字馬門道 50 番地 3	
			米内沢児童公園	野辺地町字米内沢 45 番地 5	
			城内	野辺地町字新町裏 15 番地 6	
			町立体育館	野辺地町字観音林脇 10 番地 4	
			駅前	野辺地町字上小中野 18 番地 3	
			松ノ木平跨線橋	野辺地町字下松ノ木平 19 番地 7	
			一ノ渡	野辺地町字一ノ渡 35 番地 26	
			中屋敷	野辺地町字中屋敷 9 番地 16	
			新田浄水場	野辺地町字新田 49 番地 3	
			あすなろ橋	野辺地町字餅栗川原 7 番地 4	連絡通話アンサーバック付 電光掲示
			鳴沢橋	野辺地町字鳴沢 1 番地 32 地先	
			野辺地ホーム	野辺地町字白岩 40 番地 1	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カマ、電光掲示
			役場	野辺地町字野辺地 123 番地 1	固定系親局、放送局舎
			わかば歩道橋	野辺地町字田名部道 18 番地 58	
			田名部道	野辺地町字大月平 26 番地 14 地先	
			大月平	野辺地町字大月平 29 番地 8 地先	
			わかば保育園	野辺地町字田狭沢 3 番地 4	
			中袋町	野辺地町字助佐小路 24 番地 11	
			赤坂	野辺地町字下坂 82 番地 11	
			船橋	野辺地町字種川 10 番地 2	
			太陽団地	野辺地町字寺ノ沢 116 番地 29	
			やすらぎ広場	野辺地町字雑吉沢 25 番地 2	

所属	局種別		呼出名称 (呼出符号)	節(営)備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	固定局	馬門地区	スキー場	野辺地町字上河渡頭 16 番地 5	
			温泉通り	野辺地町字中渡 6 番地 9	
			四ツ森	野辺地町字柴崎 8 番地 81	
			土場川	野辺地町字八ノ木谷地 42 番地 26	
			馬門小学校	野辺地町字家ノ上 6 番地 24	
			馬門稲荷神社	野辺地町字家ノ上 136 番地	
			近沢川	野辺地町字槻ノ木 75 番地 76 地先	
			御手洗瀬	野辺地町字下御手洗瀬 24 番地 4	
		木明地区	千草橋	野辺地町字千草橋 22 番地 17	
			木明防災センター	野辺地町字有戸鳥井平 4 番地 1	連絡通話アンサーバック付 固定系再送信子局
			木明休養施設	野辺地町字有戸鳥井平 158 番地 6	
			明前	野辺地町字明前 5 番地 5	
			太田新田	野辺地町字有戸鳥井平 64 番地 63	
		有戸地区	中新田	野辺地町字向田 239 番地 5	
			蟹田	野辺地町字蟹田 34 番地 160	
			有戸農免	野辺地町字小沢平 222 番地 2	
			有戸農村公園	野辺地町字小沢平 122 番地 1	連絡通話アンサーバック付 移動系簡易中継局
			有戸川	野辺地町字有戸 36 番地 5	
		目ノ越地区	あかつばげ	野辺地町字向田 627 番地	
			目ノ越 1	野辺地町字向田 277 番地 4	
			目ノ越 2	野辺地町字向田 361 番地 2	
			目ノ越 3	野辺地町字向田 444 番地 4	
			目ノ越 4	野辺地町字向田 512 番地 6	

遠隔通信所

所属	局種別	識別信号 (識別符号)	設(営)備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	第1通信所	ぼうさいのへじこうほう	野辺地町字野辺地 123 番地 1	役場防災管財課
野辺地町	第2通信所	ぼうさいのへじこうほう	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	野辺地消防署

移動系基地局・移動局

移動系

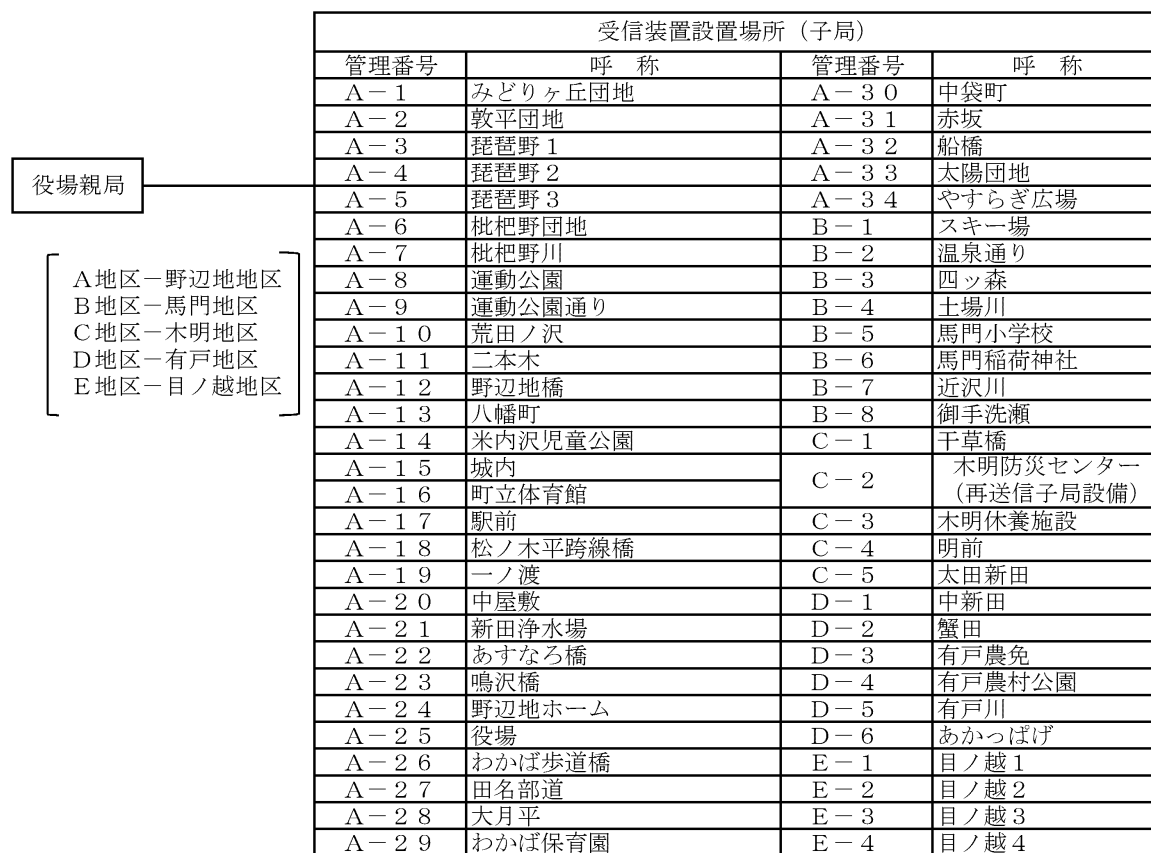
所属	局種別	呼出名称 (呼出符号)	設(営)備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	基地局	ぼうさいのへじ	野辺地町字野辺地 123 番地 1	役場
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ 500	野辺地町字野辺地 123 番地 1	ポータブル統制台
	中継局(基地局向け)	ぼうさいのへじ 551	野辺地町字小沢平 122 番地 1	有戸農村公園
	中継局(移動局向け)	ぼうさいのへじ 552	野辺地町字小沢平 122 番地 1	有戸農村公園
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ 601	野辺地町字野辺地 123 番地 1	防災管財課
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ 602	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	野辺地消防署
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ 603	野辺地町字野辺地 1 番地 15	中央公民館
	車載型移動局	ぼうさいのへじ 701	野辺地町字野辺地 123 番地 1	道路パトロール車
	車載型移動局	ぼうさいのへじ 702	野辺地町字下坂 82 番地 11	ダンプ 1 号
	車載型移動局	ぼうさいのへじ 703	野辺地町字下坂 82 番地 11	ダンプ 2 号
	車載型移動局	ぼうさいのへじ 704	野辺地町字野辺地 123 番地 1	水道パトロール車
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ 801	野辺地町字野辺地 123 番地 1	携帯 1 号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ 802	野辺地町字野辺地 123 番地 1	携帯 2 号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ 803	野辺地町字野辺地 123 番地 1	携帯 3 号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ 804	野辺地町字野辺地 123 番地 1	携帯 4 号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ 805	野辺地町字野辺地 123 番地 1	携帯 5 号

※移動局から庁舎内線呼出可能
 ※屋外子局から連絡通話可能
 ※庁舎内線から移動局呼出可能

広報無線（固定系親局・再送信設備）

所属	識別信号	周波数及び空中線電力	設置場所
野辺地町	ぼうさいのへじこうほう	60.815MHz 10W	野辺地町役場 （役場防災管財課、 野辺地消防署に通信所あり）
	ぼうさいのへじきみょうぼうさいせんたー	63.980MHz 2W	木明防災センター

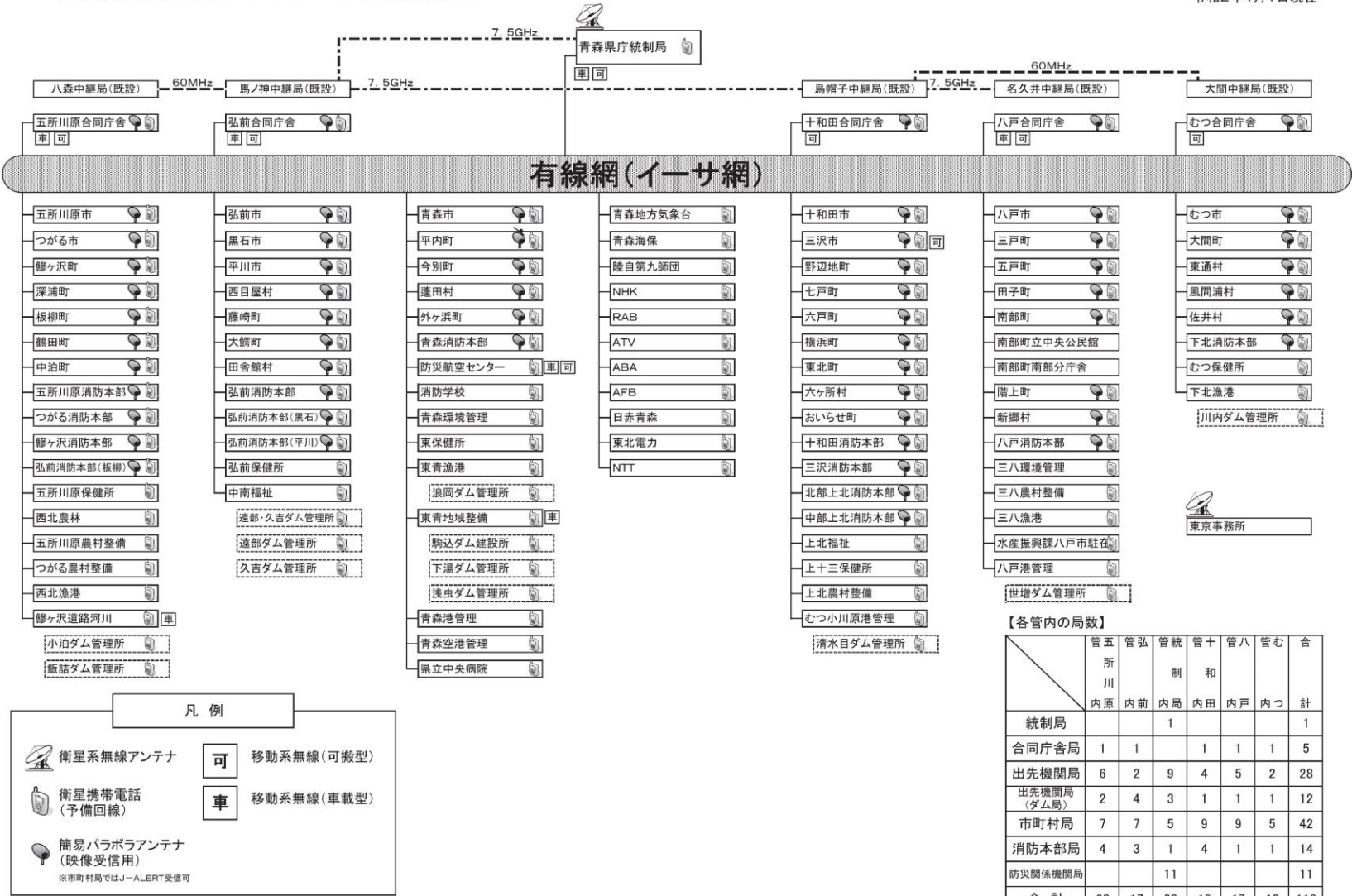
資料7 通信系統図



資料 8 連絡系統図

青森県防災情報ネットワーク回線構成図

令和2年4月1日現在



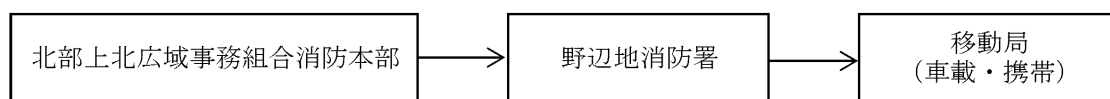
資料 9 消防無線設備

無線局一覧

令和 3 年 4 月 1 日現在

所属等		配置等	デジタル無線呼出名称	装置名称
基地局		野辺地署	ほくぶ のへじ	
		横浜署	ほくぶ よこはま	
		六ヶ所署	ほくぶ ろっかしょ	
		六ヶ所消防署北分署	ほくぶ ろっかしょ きた	
		六ヶ所消防署南分署	ほくぶ ろっかしょ みなみ	
卓上型可搬		野辺地消防署	ほくぶ のへじ 1	野辺地卓
		横浜消防署	ほくぶ よこはま 1	横浜卓上
		六ヶ所消防署	ほくぶ ろっかしょ 1	六ヶ所卓
		北分署	ほくぶ きた 1	六所北卓
移動局（車載・携帯）	消防本部	指令車	ほくぶ しれい 1	北本指令
		指揮車	ほくぶ しき 1	北本査察
		広報車	ほくぶ こうほう 1	北本広報
		査察車	ほくぶ ささつ 1	北本指揮
		可搬型移動局	ほくぶ かはん 1	北本可搬
		消防本部 携帯 1	ほくぶ 101	北本携 1
		消防本部 携帯 2	ほくぶ 102	北本携 2
		署活系無線機	ほんぶしょかつ 1	署活 1 署活 2
			ほんぶしょかつ 2	
			ほんぶしょかつ 3	
	野辺地署	化学車	のへじ かがく 1	野辺化学
		救助工作車	のへじ きゅうじょ 1	野辺救助
		水槽付ポンプ車 1	のへじ たんく 1	野辺タンク 1
		水槽車	のへじ すいそう 1	野辺水槽
		指揮車	のへじ しき 1	野辺指揮
		指令車 1	のへじ しれい 1	野辺令 1
		指令車 2	のへじ しれい 2	野辺令 2
		資機材運搬車	のへじ しきざい 1	野辺資搬
		救急車 1	のへじ きゅうきゅう 1	野辺救 1
		救急車 2	のへじ きゅうきゅう 2	野辺救 2
		防災活動車	のへじ ぼうさい 1	野辺防活
		可搬型移動局	のへじ かはん 1	野辺可搬
		野辺地 携帯 1	のへじ 101	野辺携 1
		野辺地 携帯 2	のへじ 102	野辺携 2
		野辺地 携帯 3	のへじ 103	野辺携 3
		野辺地 携帯 4	のへじ 104	野辺携 4
		野辺地 携帯 5	のへじ 105	野辺携 5
		野辺地 携帯 6	のへじ 106	野辺携 6
		署活系無線機	のへじしょかつ 1	署活 1 署活 2
			のへじしょかつ 2	
			のへじしょかつ 3	
			のへじしょかつ 4	
			のへじしょかつ 5	
			のへじしょかつ 6	
			のへじしょかつ 7	
			のへじしょかつ 8	
			のへじしょかつ 9	
			のへじしょかつ 10	
			のへじしょかつ 11	
			のへじしょかつ 12	
			のへじしょかつ 13	
			のへじしょかつ 14	
			のへじしょかつ 15	
			のへじしょかつ 16	
			のへじしょかつ 17	
			のへじしょかつ 18	
			のへじしょかつ 19	
			のへじしょかつ 20	
			のへじしょかつ 21	
			のへじしょかつ 22	

資料 1 0 通信系統図



資料 1 1 各水防倉庫の資機材の備蓄状況一覧

令和 4 年 1 月現在

水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫管理者	専用兼用の区分	器材										資材										照明具(台)	携帯無線機(台)	水防資機材管理担当者
				ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ槌(丁)	唐鍬(丁)	ベンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)	丸太(本)	空俵(俵)	ビニール袋・麻袋(袋)	かます(俵)	むしろ・ビニールシート(枚)	なわ(丸)	鉄線(kg)	ロープ(m)	小車(台)	その他			
防災倉庫	野辺地町 字田狭沢 40 番地 9	野辺地町	兼用	4	23	7	0	13	0	7	1	12	1	0	0	200	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	防災管財課

資料 1 2 流出油防除資機材

令和 5 年 3 月現在

区分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)
野辺地消防署	18	15	188	0
野辺地町	0	0	0	0

資料 1 3 海上火災等対策用船舶

令和 5 年 3 月現在

区分	消防艇 (隻)	救難艇 (隻)	油回収船 (隻)	オイルフェンス 展張船 (隻)	その他の船舶 (隻)	合計 (隻)
野辺地消防署	0	1	0	0	0	0

資料 1 4 救助資機材等整備状況

区 分	一般救助器具							重量物排除用器具					切断用器具					破壊用器具				測定用器具					
	かぎ付きはしこ	三連はしこ	金属製折りたたみはしこ	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	河搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
野辺地消防署	1	4	0	0	1	4	2	2	2	2	1	0	2	2	1	4	4	0	2	5	3	0	1	1	1	1	10

区 分	呼吸保護用器具				隊員保護用器具							水難救護用器具										山岳 救助用 器具	その他の救助用器具				
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風器	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
野辺地消防署	23	1	0	1	2	2	2	2	0	2	5	6	13	3	12	5	1	1	1	1	1	6	5	23	2	1	1

資料 1 5 広域防災拠点整備状況

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能 人員	物資等収容 スペース	利用可能な 設備の状況	備考
旧馬門小 学校	野辺地町字 家ノ上6番地6	64-2119	—	約130㎡ (空き教室利用)	備蓄等の保管場所	二次

資料 1 6 その他施設・設備等整備状況

単位：台

区分	トラック	ダンプトラック	タイヤショベル	トラクターショベル	パワーショベル	ショベルローダー	ログローダー	グレーダ	クレーン車	ローラー	スクレーパー	ホイ尔特イプトラクター	浮グレーン	トレローラー	リフト者	作業者	パネル橋	締固機械
野辺地町	3	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 1 7 町の防災倉庫・防災資機材整備状況

令和 4 年 4 月現在

資機材名	単位	防災倉庫所在地		備考
		野辺地町字田狭沢 40 番地 9	野辺地町下松ノ木平 19 番地 7	
スコップ	丁	25	0	
掛矢	丁	6	0	
唐鋏	丁	15	0	
ツルハシ	丁	6	0	
おの	丁	7	0	
鋸	丁	1	0	
鎌	丁	10	0	
ハンマー	丁	3	0	
ペンチ	丁	0	0	
たこ鋏	丁	0	0	
照明具	台	0	0	各避難所 21 台、 各自治会 14 台
丸太	本	0	0	
ビニール袋または麻袋	袋	2,000	0	
ロープ	m	1,800	0	
鉄線	kg	0	0	
小車 (または運搬用具)	台	0	1	
むしろまたは ビニールシート	枚	18	0	
発電機	台	0	11	各避難所 10 台、 各自治会 14 台
ジェットヒーター	台	0	24	
コードリール	個	0	24	
懐中電灯	個	0	50	
ろ水器	台	0	0	
炊飯器	個	0	0	
給水タンク	個	0	0	
その他				

資料 18 自主防災組織一覧

自主防災組織一覧表

組織名	結成年月日
公立野辺地病院災害救助隊	平成 6 年 4 月 1 日
下町一区自治会自主防災組織	平成 24 年 11 月 12 日
馬門自治会自主防災組織	平成 29 年 4 月 23 日
八幡町自治会自主防災組織	平成 29 年 12 月 18 日
浜町自治会自主防災組織	平成 30 年 1 月 14 日
中袋町自主防災組織	平成 30 年 4 月 19 日
川目自治会自主防災組織	令和元年 12 月 1 日
駅前自治会自主防災組織	令和 4 年 4 月 1 日

資料 19 炊き出しの実施場所

実施場所	炊き出し 対象区域	炊き出し 能力	機材等の 整備状況	炊き出し 実施班の構成
町 学 校 給 食 共 同 調 理 場	町 全 域	3,500 食	釜、食器類	町 民 班
中 央 公 民 館	町 全 域	1,000 食	釜、食器類	町 民 班
有戸地区学習等供用センター	町 全 域	50 食	釜、食器類	町 民 班
青 少 年 ホ ー ム	町 全 域	50 食	釜、食器類	町 民 班

資料 20 炊き出しの協力団体

団体名	会員数	所在地	連絡方法
野辺地町赤十字奉仕団	50 人	野辺地町字野辺地 123 番地 1	介護・福祉課

資料 21 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

製造所名	所在地	電話番号	製造品等
おかずやみっちゃん	野辺地町字上小中野 19 番地 3	64-0177	弁当
柴 崎 隆	野辺地町字槻ノ木 187 番地 10	64-5614	弁当
角 鹿 製 麺 所	野辺地町字野辺地 310 番地 1	64-2519	麺
パン工房ビリオン	野辺地町字前平 18 番地 1	64-9613	パン
ほっかほっか亭金沢店	野辺地町字野辺地 234 番地 1	64-6258	弁当
町の弁当屋さん	東北町石坂 66 番地 3	72-9040	弁当

資料 2 2 インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品等
ファミリーマート野辺地橋店	野辺地町字鳥井平 14 番地 1	65-2195	コンビニエンスストア
ヤマザキショップ奥寺商店	野辺地町字上小中野 38 番地 25	64-2937	コンビニエンスストア
ヤマザキショップ古林酒店	野辺地町字助佐小路 13 番地 13	64-3653	コンビニエンスストア
ヤマザキショップ野辺地病院店	野辺地町字鳴沢 9 番地 12	72-1581	コンビニエンスストア
ローソン野辺地高校前店	野辺地町字観音林後 1 番地 1	64-6722	コンビニエンスストア
ローソン野辺地田名部道店	野辺地町字田名部道 56 番地 7	64-8663	コンビニエンスストア
ローソン野辺地町店	野辺地町字野辺地 3 番地 1	65-1430	コンビニエンスストア
ローソン野辺地馬門店	野辺地町字馬門道 54 番地 1	72-8448	コンビニエンスストア
熊 沢 酒 店	野辺地町字赤坂 11 番地 15	64-3528	コンビニエンスストア
マエダストア金沢店	野辺地町字石神裏 14 番地 1	64-3154	食品全般
マエダストア野辺地店	野辺地町字種川 15 番地 1	64-7011	食品全般
マックスバリュ野辺地店	野辺地町字二本木 24 番地 1	64-8307	食品全般
スーパードラッグアサヒ野辺地店	野辺地町字二本木 46 番地 1	64-1188	食品全般
ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地 41 番地 1	64-2268	食品全般
ハッピードラッグ青森野辺地店	野辺地町字二本木 25 番地 5	65-1455	食品全般
薬王堂野辺地店	野辺地町字上前田 17 番地 1	64-2003	食料全般

資料 2 3 調達食料及び供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域
旧馬門小学校 体育館	字家ノ上 6 番地 6	教 育 長	64-2119	RC 造 588 m ²	町 全 域

資料 2 4 除去した障害物の集積場所

集積地	所在地	電話場番号	収容能力	管理者
野辺地町一般廃棄物 最終処分場	野辺地町字寺ノ沢 100 番地 1	64-0139	122,600 m ²	野辺地町長
クリーン・ペア はまなす	六ヶ所村尾駁字家 ノ後 12-159	68-2508	26t/16h×2 基	北部上北広域 事務組合

資料 2 5 被服、寝具、その他生活必需品

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品等
越後屋呉服店	野辺地町字野辺地 201 番地	64-1434	被服、寝具
あとむくん野辺地店	野辺地町字田名部道 56 番地 16	64-7729	被服
久保田衣料店	野辺地町字坊ノ塚 1-1	64-2878	被服、寝具
リビングのざか	野辺地町字野辺地 245 番地 1	64-3438	被服、寝具
ホームセンターかんぶん 野辺地店	野辺地町字上川原 3 番地 1	64-7311	被服、寝具、その他 生活必需品
ホームセンターサンデー 野辺地店	野辺地町字二本木 38 番地	64-2200	被服、寝具、その他 生活必需品
マエダストア野辺地店	野辺地町字種川 15 番地 1	64-7011	その他生活必需品
マエダストア金沢店	野辺地町字石神裏 14 番地 1	64-3154	その他生活必需品

資料 2 6 調達物資の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域
旧馬門小学校 体育館	字家ノ上 6 番地 6	教 育 長	64-2119	RC 造 588 m ²	町全域

資料 2 7 医薬品および防疫用薬剤等の調達先一覧

調達先	所在地	電話番号
高野薬局	野辺地町字野辺地 18 番地 4	64-3359
つばさ調剤薬局	野辺地町字鳴沢 1 番地 8	65-2711
アイン薬局野辺地店	野辺地町字鳴沢 18 番地 3	64-1645
ハッピードラッグ野辺地店	野辺地町字二本木 25 番地 5	65-1455
薬王堂青森野辺地店	野辺地町字上前田 7 番地 1	64-2003
スーパードラッグアサヒ野辺地店	野辺地町字二本木 46 番地 1	64-1188
ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地 41 番地 1	65-2268
スマイル薬局	野辺地町字野辺地 68 番地 1	73-8867
I&H 野辺地薬局	野辺地町字鳴沢 9 番地 12	72-9557

資料 2 8 医療機関等の状況

施設名	所在地 電 話	診療科目	医療従事者			病床数
			医 師	看護師	助産師	
公立野辺地 病院	鳴沢 9 番地 12 0175-64-3211	内科、小児科、 外科、整形外科、 皮膚科、産婦人科、 耳鼻咽喉科、眼科、 泌尿器科、 歯科口腔外科、 脳神経外科ほか	9	69	0	151 (一般 120) (療養 31)
戸館内科 整形外科 医院	野辺地 261 番地 1 0175-64-2525	内科、整形外科、 リウマチ科、 小児科、呼吸器科、 循環器科	2	2	0	19
えびさわ クリニック	野辺地 69 番地 1 0175-64-4160	内科	1	1	0	0
のへじ クリニック	下小中野 18 番地 8 0175-64-7333	泌尿器科、内科、	1	3	0	2

資料 2 9 車両及び船舶等の調達

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

所属の名称	保管先	車種等	台数	備 考
防 災 管 財 課	野辺地町役場	交通指導車	1	
		防災パトロール車	1	
		消防団活動車	1	
		軽バン	1	
	野辺地消防署	資機材搬送車	1	
		防災活動車	1	
税 務 課	野辺地町役場	乗用車	2	徴収車
町 民 課	野辺地町役場	小型トラック	1	
	一般廃棄物最終処分場	タイヤドーザ	1	ごみ埋立て用
		ダンプトラック	1	ごみ埋立て用
	野辺地運輸	資源ごみ収集車	1	貸出中
産 業 振 興 課	野辺地町役場	転作確認車	1	
		ピックアップトラック	1	
		軽トラック	1	
	野辺地町観光協会	乗用車	1	貸出中
建 設 水 道 課	野辺地町役場	乗用車	9	博愛号、水道徴収車を含む
		軽トラック	2	
		軽バン	1	
		道路パトロール車	1	
		水道パトロール車	1	
	赤坂車庫	中型バス	1	
		マイクロバス	1	
		道路維持用ダンプトラック	2	
		タイヤショベル	2	
		ロータリー除雪車	2	歩道用を含む
		グレーダ	1	
		タイヤドーザ	1	
学 校 教 育 課	野辺地中学校	スクールバス	2	中型バス 1、マイクロバス 1
	学校給食共同調理場	給食運搬車	2	
	野辺地町中央公民館	乗用車	1	
		軽トラック	1	

資料 3 0 公共的団体の車両、船舶等自動車保有状況

名 称	所在地	連絡先	車種別調達可能数
			バス (台)
十和田観光電鉄株式会社	十和田市稲生町 17 番地 3	0176-23-3131	88
下北交通株式会社	むつ市金曲 1 丁目 8 番地 12	0175-23-3111	39

資料 3 1 町旅客自動車事業所(タクシー等)

名 称	所在地	連絡先	台数	備 考
(有)十和田タクシー	野辺地町字鳴沢 1 番地 13	64-2221	13	
(株)縦貫タクシー	野辺地町字野辺地 5 番地 5	64-3151	9	
二北タクシー(有)	野辺地町字馬門道 25 番地 3	64-4181	6	
(株)STS 北燈	野辺地町字大月平 29 番地 31	65-2610	5	

資料 3 2 ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点 (施設名)	所在地	面 積	周囲の状況
野辺地町立体育館	野辺地町字観音林脇 10 番地	60m×40m	町中心部
野辺地小学校	野辺地町字寺ノ沢 42 番地 4	80m×100m	町中心部
若葉小学校	野辺地町字石神裏 16 番地	70m×100m	町中心部
野辺地町漁業協同組合	野辺地町字野辺地 568 番地	70m×70m	町中心部
馬門小学校	野辺地町字家ノ上 6 番地 6	50m×70m	町西部
まかど温泉スキー場	野辺地町字地続山 1 番地 1	80m×100m	町西部
野辺地町運動公園	野辺地町字松ノ木 114 番地	100m×150m	町西南部
野辺地港潮騒公園	野辺地町字馬門道 44 番地 1	80m×100m	町西北部
ゆうき青森農業協同組合 らくのう支所	野辺地町字大月平 33 番地 1	50m×50m	町北東部
行政メモリアルセンター	野辺地町字小沢平 2 番地 2	50m×60m	町北部
野辺地中学校	野辺地町字浜掛 79 番地 6	60m×80m	町中心部

資料 3 3 緊急通行車両保有状況

所属	登録番号	車種等	保管場所	備考
町	青森 88 さ 6252	消防ポンプ車	第 1 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 9566	消防ポンプ車	第 2 分団車庫	消防団車両
町	青森 800 ひ 3	消防ポンプ車	第 3 分団車庫	消防団車両
町	青森 800 す 5748	消防ポンプ車	第 4 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 8343	消防ポンプ車	第 5 分団車庫(有戸)	消防団車両
町	青森 800 す 4376	小型動力ポンプ付き積載車	第 5 分団車庫(木明)	消防団車両
町	青森 830 に 6	消防ポンプ車	第 6 分団車庫	消防団車両
町	青森 800 す 3352	小型動力ポンプ付き積載車	第 7 分団車庫	消防団車両
町	青森 800 ゆ 8	消防ポンプ車	第 8 分団車庫	消防団車両
町	青森 880 す 5743	ホンダ フィット	野辺地町役場駐車場	防災パトロール車
町	青森 830 さ 9955	日野 デュトロ	野辺地消防署車庫	資機材搬送車
町	青森 880 あ 418	日産 クリッパー	野辺地消防署車庫	防災活用車
町	青森 800 す 4141	トヨタ ランドクルーザーブロード	野辺地町役場車庫	道路パトロール車
町	青森 800 す 2537	日産 エクストレイル	野辺地町役場車庫	水道パトロール車

資料３４ 災害廃棄物処理班の構成等

【ごみ処理】

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
			ごみ収集 運搬車	トラック	その他		
環 境 保全班	建設環境 部 長	許可 業者	19	18	0	町内全域	一般廃棄物 最終処分場

【し尿処理】

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
			汲取り車	運搬車	その他		
環 境 保全班	建設環境 部 長	許可 業者	4	0	0	町内全域	むつ衛生 センター

資料３５ ごみ及びし尿処理施設

施設名	処理能力	処理方法	所在地	電話番号
野辺地町一般廃棄物 最終処分場	埋立容量 122,600 m ³	サンドイッチ シェル方式	野辺地町字寺ノ沢 100-1	64-0139
北部上北広域事務組合 クリーン・ペア・はまなす	52t/日	准連続燃焼式 焼却炉 (流動床)	六ヶ所村大字尾駸 字家ノ後 12-159	68-2508
下北地域広域行政事務 組合むつ衛生センター	35t/日	焼却	むつ市大字奥内字 今泉 68	0175-26-2126

資料３６ 町及び町内関係業者所有の収集運搬資機材一覧

名称	所在地	電話	機械器具等			備考
			ごみ収集 運搬車	汲取車	その他 (トラッ ク)	
(有)野辺地産業振興 協会	野辺地町字一ノ 渡 46 番地 11	64-7431	3	0	6	トラック 3 ダンプ 3
(有)クリーンライフ	野辺地町字八ノ 木谷地 27 番地 1	64-8020	3	0	2	トラック 2
野辺地小型運送㈱	野辺地町字下御 手洗瀬 1 番地	64-3343	3	0	1	
(有)野辺地衛生社	野辺地町字石神 裏 22 番地 90	64-3276	0	2	0	
(有)古沢清掃社	野辺地町字石神 裏 6 番地 28	64-2959	0	2	0	
(有)納谷	野辺地町字下御 手洗瀬 1 番地 2	64-8620	4	0	0	
(有)野辺地運輸	野辺地町字馬門 道 52 番地 1	64-7117	6	0	9	クレーン車 3 ダンプ 6
野辺地町	野辺地町字野辺 地 123 番地 1	64-2111	0	0	1	トラック 1

資料 3 7 各学校の代替予定施設

(令和 5 年 4 月予定数)

学校名	児童生徒数	予定施設及び場所	収容能力
野辺地小学校	205 人	中央公民館	891 人
若葉小学校	222 人	青少年体育センター	980 人
野辺地中学校	252 人	中央公民館	891 人

資料 3 8 教科書以外の教材等の調達

調達先	所在地	電話番号
いさみや(有)	野辺地町字野辺地 335 番地 1	64-2153
(株)うさぎや	野辺地町字野辺地 1 番地 18	64-4195
(有)苔米地教材社	十和田市西三番町 20-18	0176-22-1177
(有)下斗米教材社	十和田市穂並町 1-35-1	0176-22-1773

資料 3 9 教育施設の現況

(令和 5 年 4 月予定数)

【学校】

学校名	所在地	教室数 (多目的 ホール含 む)	応急教 室数 (特別 教室 等)	教員数		学年別児童生徒数						屋内体 育 施設面 積	応急の教 育時収容 可能人員 数	備 考
				男	女	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生			
野辺地 小学校	字寺ノ沢 42 番地 4	25	5	8	10	35	26	37	40	36	31	1,375 m ²	450 人	屋内 避難 所指 定
若葉 小学校	字石神裏 16 番地	22	5	9	13	32	25	31	40	53	41	1,014 m ²	330 人	
野辺地 中学校	字浜掛 11 番地 5	19	10	14	10	88	77	87	-	-	-	1977 m ²	650 人	

【学校以外】

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時 収容可能人員数	備 考
中央公民館	野辺地町字野辺地 1 番地 15	会館・研修室等	891 人	屋内避難所 指定
馬門公民館	野辺地町字馬門 97 番地	会館・研修室等	570 人	
青少年体育センター	野辺地町字中道 20 番地 1	会館	980 人	
有戸地区学習等 供用センター	野辺地町字小沢平 10 番地 8	会館	201 人	屋内避難所 指定

資料４０ 公的機関との協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
水道災害相互応援協定	昭和 44 年 4 月 1 日	全市町村	水道施設の復旧及び給水の実施等
三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	平成 3 年 10 月 25 日	関係団体・市町村	航空事故対応
原子力災害時応援協定	平成 24 年 3 月 27 日	関係市町村	原子力災害対応
災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 4 月 24 日	国土交通省東北地方整備局	情報交換
町民の安全に関する協定	平成 26 年 8 月 7 日	野辺地警察署	情報提供
青森県消防相互応援協定	平成 28 年 3 月 1 日	全市町村・消防本部	大規模災害対応
災害時における学校施設の使用に関する協定	平成 29 年 8 月 18 日	青森県立野辺地高等学校	学校施設の使用
警察署使用不能時における施設使用に関する協定	平成 29 年 11 月 29 日	野辺地警察署	代替施設の提供
災害時における相互応援に関する協定	平成 30 年 8 月 18 日	埼玉県久喜市	大規模災害対応
災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	平成 30 年 12 月 6 日	全市町村	大規模災害対応
大規模災害時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定	令和 3 年 1 月 28 日	青森県	大規模災害対応

資料４１ 民間団体との協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時の医療救護活動に関する協定	平成 8 年 3 月 28 日	(社)上十三医師会	医療救護活動
災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書	平成 10 年 2 月 9 日	野辺地町内郵便局	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い等
災害時における石油類の優先供給に関する協定	平成 20 年 7 月 31 日	青森県石油商業組合上北支部	石油類の優先供給
災害復旧時の協力に関する協定	平成 23 年 5 月 2 日	東日本電信電話(株)青森支店	通信設備復旧活動
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成 26 年 3 月 6 日	(一社)青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成 27 年 3 月 30 日	野辺地町内福祉施設の管理者	福祉避難所の設置運営
災害時における電気設備等の復旧に関する協定	平成 28 年 12 月 13 日	野辺地電友会	電気設備復旧活動
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 29 年 3 月 23 日	東日本電信電話(株)青森支店	非常用電話の設置
災害時における物資の供給に関する協定	平成 29 年 6 月 20 日	(株)マエダ	物資の調達・供給
災害時における飲料供給に関する協定	平成 29 年 6 月 20 日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	飲料供給
災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成 29 年 12 月 21 日	野辺地建設業協同組合、エボシ建設業協会	応急対策業務の協力
東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る野辺地町民の安全確保等に関する協定	平成 30 年 3 月 23 日	東北電力(株)	原子力災害対応
災害時の協力に関する協定	令和 2 年 4 月 24 日	東北電力ネットワーク(株)青森電力センター	大規模停電対応
災害に係る情報発信等に関する協定	令和 2 年 6 月 22 日	ヤフー(株)	災害時の情報発信
野辺地町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	令和 3 年 2 月 17 日	日本郵便(株)野辺地郵便局	地域活性及び住民サービスの向上
地域防災パートナーシップ協定	令和 3 年 6 月 28 日	青森放送(株)	災害時の情報発信
野辺地町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	令和 3 年 6 月 15 日	社会福祉法人 野辺地町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営

資料 4 2 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能 台数
野 辺 地 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	野辺地町字寺ノ沢 42 番地 4	校 長	350
若 葉 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	野辺地町字石神裏 16 番地	校 長	200
旧 馬 門 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	野辺地町字家ノ上 6 番地 6	教 育 長	100
野 辺 地 中 学 校 グ ラ ウ ン ド	野辺地町字浜掛 11 番地 5	校 長	300
烏 帽 子 グ ラ ウ ン ド	野辺地町字浜掛 79 番地 6	町 長	400
野 辺 地 町 運 動 公 園	野辺地町字松ノ木 114 番地	教 育 長	270
コミュニティ防災センター (旧 木 明 小) 前 広 場	野辺地町字有戸鳥井平 4 番地 1	町 長	80
行政メモリアルセンター (旧 有 戸 小) 前 広 場	野辺地町字小沢平 2 番地 2	町 長	80
ま か ど 温 泉 ス キ ー 場	野辺地町字地続山 1 番地 1	町 長	350

水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 災害本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

(1) 青森県環境保健部生活衛生課長

(2) 青森市水道事業管理者

(3) 弘前市水道部長

(4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害発生 の場所及び状況

(2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数

(3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所

(4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援体制をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出勤人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、

当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資料の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

附 則

この協定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、昭和57年9月1日から施行する。

三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定

三沢飛行場周辺の関係機関等は、三沢飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、三沢防衛事務所長に通知するものとする。

2 三沢防衛事務所長は、前項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿(別紙様式)を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。

3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

(航空事故発生時の通報)

第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛事務所の連絡責任者に、自衛隊機の航空事故にあつては、航空自衛隊三沢基地(以下「自衛隊」という。)の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部(海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。)及び消防本部の連絡責任者に通報するものとする。

2 三沢防衛事務所、自衛隊又は東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。

3 通報は、次の事項について行うものとする。

(1) 航空事故の内容(墜落、不時着、器物落下等の別)

(2) 事故発生の時間、位置等

(3) 航空機の型式、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無等

(4) その他必要事項

4 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。

(1) 災害発生の場所、周辺の状況等

(2) 人員及び財産の被害状況

(3) 被害者の救急救助措置の有無等

(4) その他必要事項

(現場連絡所の設置)

第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、米軍機の航空事故にあつては東北防衛局が、自衛隊機の航空事故にあつては自衛隊が、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保することに協力するものとする。

3 関係機関等は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があった場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救急救助)

第4条 消防本部が被害者の救急救助を行う場合において、当該本部から要請があったと

きは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(消防等)

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(現場の管理)

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

(事故機乗員の搜索及び救助)

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の搜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、関係機関等は、これに協力するものとする。

(仮住居の提供等)

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居（生活必需品を含む。）を必要とする場合は、東北防衛局が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

2 自衛隊機の航空事故による場合は、自衛隊がこれに当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

(調査の協力)

第9条 東北防衛局又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立入り等に協力するものとする。

(米軍機事故の通報及び米軍の救急活動)

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意（別紙）によるものとする。

(細部協定の締結)

第11条 関係機関等が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨東北防衛局に通知し、東北防衛局は、関係機関等に通知するものとする。

(協定の改正)

第12条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関等の協議によりいつでも改正することができる。

附 則

1 この協定は、平成3年10月25日から施行する。

2 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定（昭和59年2月24日実施）は、廃止する。

3 この協定は、協定当事者が、それぞれ各1通を保有する。

平成3年10月25日

原子力災害時応援協定

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、横浜町及び六ヶ所村（以下「協定市町村」という。）は、原子力関連施設を有する又は隣接する市町村として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、原子力災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村のいずれかの地域において原子力災害により被災した協定市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急対策が実施できない場合に、被災市町村の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 被災市町村が要請することができる応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の確保
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- （4）救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の応援
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）児童、生徒の受入
- （7）ボランティア等の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する被災市町村は、次の事項を明らかにして、電話又はその他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職務の内容及び人員
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- （5）前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学校名、学年、人数、責任者職氏名
- （6）応援場所及びその経路
- （7）応援の期間
- （8）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、誠意をもってこれに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は応援市町村が負担するものとし、他の経費については被災市町村の負担を原則とする。ただし、本協定の趣旨も踏まえ、費用負担の具体的な内容は、被害の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。

のとする。

(災害補償等)

第6条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その活動により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町村が行うものとする。

2 応援活動に従事した者が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 協定市町村は、原子力災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村と連絡が取れない場合で、応援市町村が認めたときは、被災市町村の被害状況を把握するため、速やかに情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町村の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定市町村は防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町村長が押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月27日

むつ市長 宮 下 順一郎

大間町長 金 澤 満 春

東通村長 越 善 靖 夫

風間浦村長 飯 田 浩 一

佐井村長 太 田 健 一

野辺地村長 中 谷 純 逸

横浜町長 野 坂 充

六ヶ所村 古 川 健 治

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、野辺地町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 野辺地町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 野辺地町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 国土交通省 東北地方整備局長

乙 野辺地町長

町民の安全に関する協定書

野辺地町民が安全で安心して暮らせる地域社会づくりを目指すため、野辺地町（以下「甲」という。）と野辺地警察署（以下「乙」という。）は、野辺地町民の安全に関する相互の情報提供その他の交通安全活動、防犯活動及び防災活動（以下「交通安全活動等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が行う交通安全活動等における連携を相互に確認することにより、町民の安全に係る協力体制を確立し、もって安心して暮らせる地域社会づくりに資することを目的とする。

（交通安全活動等に係る甲、乙の連携）

第2条 甲及び乙は、野辺地町における交通安全活動等に関し、平素から密接な情報交換を行うことにより相互に連携を保つように努めるものとする。

（交通安全活動等の実施、犯罪又は事故への対応等）

第3条 甲は、通常業務に併せて交通又は防犯に関する巡回や危険箇所の確認などの交通安全活動等を積極的に実施するとともに、地域住民による交通安全活動等と連携し、地域住民の安全意識の高揚を図ることに努めるものとする。

2 甲は不審者（車）及び不審物の発見その他の犯罪が予見される状況を確認したとき、又は犯罪若しくは事故の発生の情報を得たときは、速やかに乙に通報するとともに安全上連絡を要すると考えられる機関等が他にあるときは、乙と連携し、当該機関等への連絡に努めるものとする。

3 甲は、犯罪や事故が発生した場合には、それらの未然防止、再発防止及びその他必要な対策を取るよう努めるものとする。

（情報の提供、周知等）

第4条 乙は、甲の交通安全活動等の支援のため、安全資料の提供その他の必要な対応を行うものとする。

2 甲は、乙又は青森県から安全に関する啓発資料等の提供があった場合においては、町内会等との連携によりこれを配布周知するとともに、前項により乙から提供された情報については、内容を確認の上、必要と認めるときは、防災行政用無線等を活用するなどの方法により、その周知に努めるものとする。

（交通安全活動等に関する留意事項）

第5条 甲は、この協定によりその各機関又は職員に特別の権限が与えられるものではないことに留意し、かつ、自ら行う交通安全活動等に当たり職員に危害が及ぶことのないよう十分に配慮するものとする。

2 甲は、自己の職員が交通安全活動等へ取り組むべく、それらに対する知識の向上と意識の醸成を図るものとする。

3 甲及び乙は、交通安全活動等に関し相互に提供を受けた情報について、個人情報の保護その他の情報の取扱いについて万全を期さなければならない。

（協定の有効期間及び更新）

第6条 この協定の有効期間は、平成26年8月7日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の30日前までに、甲又は乙により特段の意思表示がないときは、この協定は当該満了日から1年間の期間をもって更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して生じた疑義については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年8月7日

甲 野辺地町

町長 中 谷 純 逸

乙 野辺地警察署

署長 田 中 節 雄

青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック
青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
 - (2) 弘前地域ブロック
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鯉ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内
 - (3) 八戸地域ブロック
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部
管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内
- 2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

- ア 弘前地区消防事務組合消防本部
- イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

- ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
- イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
- ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

- 2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。
- 3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。
- 4 前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

- 2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。
- 3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。
- 4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。
- 5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

- 2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
 - イ 宿泊費及び食糧費
 - ウ 化学消火薬剤等の資機材費
 - エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
- ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費

オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 消防相互応援に関すること。

(2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。

(3) 市町村等間の消防訓練に関すること。

(4) 警防技術に関すること。

(5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。

(6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書49通を作成し、記名押印の上、各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成28年3月1日から施行する。

2 平成5年2月25日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成28年2月29日付けをもって廃止する。

青森県内各市町村長及び消防機関の代表者

災害時における学校施設の使用に関する協定

野辺地町（以下、「甲」という。）と青森県立野辺地高等学校（以下、「乙」という。）は、野辺地町内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の学校施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害が発生し、避難所等の開設が必要となった場合は、乙に対して、体育館及び体育館附属設備（以下「体育館等」という。）の提供を要請するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに体育館等を避難所等として提供するとともに、甲が行う避難所等の開設及び運営に、可能な範囲において甲に協力するものとする。

（避難所開設の通知）

第3条 甲は、避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、避難所開設通知書（別紙様式第1号）又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第5条 避難所等開設後、甲が使用した光熱水費等は、甲が負担するものとする。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。但し、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、期間の延長を決定するものとする。

（避難所解消への努力）

第7条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第8条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届（別紙様式第2号）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、「災害時緊急連絡体制表」(別紙様式第3号)に定め、双方ともに備え付けするものとする。

(効力)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月18日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 青森県上北郡野辺地町字松ノ木106番地1
青森県立野辺地高等学校
校長 中 村 佐

警察署使用不能時における施設使用に関する協定書

野辺地町教育委員会（以下「甲」という。）と野辺地警察署（以下「乙」という。）は、災害等の発生により、乙の庁舎の損壊又はそのおそれがあることにより使用不能となった場合において、警察業務の遂行を目的として、乙が甲の管理する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用の要請）

第1条 乙は、甲の管理する施設を使用する必要がある際は、事前に甲に対してその旨を口頭で要請し、後日その文書を甲に提出するものとする。

（使用の承認）

第2条 甲は、前条に規定する要請を受けた場合には、使用場所等について乙と協議し、特別な事情がある場合を除き、次に掲げる施設の一部及びその施設の机等の備品で必要なものの使用を速やかに承認するものとする。

施設名称	所在地
野辺地町中央公民館	上北郡野辺地町字野辺地1番地15

（施設使用上の責務）

第3条 乙は、施設の使用にあたっては、乙の責任において適切に使用するものとする。

（使用期間）

第4条 施設の使用期間は、被災状況を勘案し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用に伴う使用料は無償とする。また、光熱水費等の経費については、甲乙協議の上、乙の負担額を決定するものとする。

（使用終了と引渡し）

第6条 乙は、施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後、引渡すものとする。

（費用弁済）

第7条 乙の使用に伴う施設、備品等の破損、毀損等については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月29日

甲 野辺地町教育委員会教育長 河島靖岳

乙 野辺地警察署長 太田泰文

災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県久喜市（以下、「久喜市」という。）と青森県上北郡野辺地町（以下、「野辺地町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、久喜市又は野辺地町に災害が発生し、自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の相互応援規定に基づき、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 前条に規定する応援の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （3）応急対策及び復旧に必要な職種の職員の派遣
- （4）その他前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の窓口）

第3条 久喜市及び野辺地町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を受けようとする久喜市又は野辺地町は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、後に災害応援要請書を提出するものとする。

- （1）被害の状況及び要請理由
- （2）必要とする生活必需物資並びに資機材等の品名及び数量
- （3）必要とする職員の職種別人員数及び派遣期間
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）その他応援を必要とする期間

（経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、原則として被災自治体の負担とする。

- 2 応援を受けた被災自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災自治体から申し出があった場合には、応援自治体は一時立て替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 久喜市及び野辺地町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、必要に応じて災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するものとする。

(協定の改定)

第7条 この協定の内容を改定する必要がある場合には、久喜市及び野辺地町が協議して改定するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、久喜市及び野辺地町が協議して別に定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1か月前までに久喜市及び野辺地町いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、久喜市・野辺地町署名押印の上、各自1通保有するものとする。

平成30年8月18日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

久喜市

久喜市長 梅 田 修 一

青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町

野辺地町長 中 谷 純 逸

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあつせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
 - (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡を取り、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。
- 3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

- イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
- ロ 応援人員の手当等に関する経費
- ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
- ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
- ホ 応援人員の災害地への出動又は帰路途中において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時に必要な物資の備蓄
- (2) 定期的な訓練の実施
- (3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときはこれを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第 10 条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は平成 30 年 12 月 6 日から施行する。
- 2 平成 18 年 9 月 29 日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書 41 通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各 1 通を所持する。

大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と野辺地町（以下「乙」という。）は県内で大規模かつ広域的な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域を支援する活動に従事する自衛隊、消防、警察等の支援部隊のための活動拠点、国からの支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を効率的に受け入れ、被災地域へ輸送するための一次物資拠点等の防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲の管轄地域内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用するとき、その適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第2条 この協定において甲が広域防災拠点として使用する乙の施設は別に定める青森県広域防災拠点リスト（以下「リスト」という。）のとおりとする。

（使用の手続等）

第3条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用することを必要と認め、かつ、甲乙が協議して合意したときは次に掲げる事項を広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に明示し、乙に使用の通知を行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは口頭により要請し、その後速やかに書面を提出することとする。

- （1）使用目的
- （2）使用する施設
- （3）使用の範囲
- （4）使用開始日時
- （5）乙の職員及び施設管理者の協力
- （6）その他必要な事項

2 乙は、当該施設が使用不能等、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

（費用負担等）

第4条 乙の施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費及び通信費については、実績に応じて甲が負担するものとする。

- 2 施設の使用が終了したときは甲の責任により使用開始前の状態に戻すこととし、その範囲、方法等は甲乙が協議した上で決定するものとする。
- 3 乙又は乙が地方自治法第244条の2第3項等により施設の管理を行わせている法人その他の団体に対し、甲が施設を使用することにより前2項に定めるもの以外の損失等が発生したときは原則として甲が負担することとし、その範囲、方法等については甲乙が協議の上で決定するものとする。
- 4 施設の営業時間外において、施設管理者に協力を求めた際の人件費については、甲乙が協議

の上で決定するものとする。

（使用終了の手續）

第5条甲は、広域防災拠点の使用を終了したときは広域防災拠点使用通知書（第1号様式）に使用終了日時を記入し、乙に通知するものとする。

（連絡窓口）

第6条この協定に係る事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。

2 前項の連絡窓口は、連絡先一覧（第2号様式）による。

（平時からの連携・協力）

第7条甲及び乙は、広域防災拠点として使用する施設の運用を円滑に実施するため、施設の特徴を生かした訓練を実施するなど平時から緊密に連携・協力するものとする。

（使用する施設の変更等）

第8条乙はリストに掲げる施設について変更等が生じた場合は、甲に報告するものとする。

2 甲は前項による報告を受けたときはリストの更新を行い、その内容を乙に通知する。

（他の被災都道府県の応援）

第9条乙は甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、甲の求めにできる限り協力するものとする。

（有効期間）

第10条この協定は協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約又は変更の予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第11条この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月28日

甲 青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三 村 申 吾

乙 上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町長 野 村 秀 雄

災害時の医療救護活動に関する協定

野辺地町（以下「甲」という。）と社団法人上十三医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により救助の対象となる災害については、本協定は適用しない。

（趣旨）

第1条 この協定は、野辺地町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護婦等で構成する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班の輸送）

第5条 救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（救護班に対する指揮命令等）

第6条 救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定したときは、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品、医療機材等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対し請求しないものとする。

2 収容医療施設における医療費は、患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(医事紛争の措置)

第10条 救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

(細則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもなんらの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印し、各自その1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 野辺地町長

乙 社団法人上十三医師会 会長

災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書

野辺地町内の郵便局（以下「甲」という。）及び野辺地町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、野辺地町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、野辺地町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、野辺地町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、野辺地町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、野辺地町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関して、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては野辺地郵便局長、乙においては、野辺地町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名調印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月9日

甲 野辺地町内郵便局代表 野辺地郵便局長

乙 野辺地町長

災害時における石油類の優先供給に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という）と青森県石油商業組合上北支部（以下「乙」という）は、甲に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう）が発生した場合の災害応急対策業務について、次のとおり協定する。

また、この協定は、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、救援物資等の応援要請があった場合にも一部適用する。

（供給の内容）

第1条 乙が甲に供給する内容は、ガソリン・軽油・灯油・A重油（以下「石油類」という。）とする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対しこの協定による供給を要請するときは、要請の理由、品名、供給数量、日時、場所その他必要な事項を明らかにするものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲からの供給要請の実施に向け、次に掲げる事項について準備し、出来る限り供給協力するものとする。

（1）乙は、災害時における甲からの要請に備え、可能な限り石油類を備蓄しておくこと。

（2）甲から石油類供給の要請があったときは、乙は甲の指定する場所に、甲の要請する数量を納入すること。

（報告）

第4条 乙は毎年1回災害時の協力態勢及び石油類の備蓄数量を甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は乙が実施した、石油類の供給について、その費用等を負担するものとする。

（随意契約）

第6条 緊急を要する救援物資調達のための契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を適用するものとする。

（協力店の表示）

第7条 甲は乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出をしない限り、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協定細目）

第9条 この協定を実施するために必要な項目については、別紙協定細目書に規定するものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月31日

甲 野辺地町長

乙 青森県石油商業組合上北支部 支部長

災害復旧時の協力に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに野辺地町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施

設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月2日

甲 野辺地町長

乙 東日本電信電話株式会社青森支店 支店長

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

野辺地町（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、野辺地町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の申請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の

調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の運送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、野辺地町防災安全課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月6日

甲 野辺地町長

乙 一般社団法人青森県エルピーガス協会 会長

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と北部上北広域事務組合（受入事業所：特別養護老人ホーム野辺地ホーム）／公立野辺地病院／介護老人保健施設えぼし／野辺地デイサービスセンター／株式会社 祐里（デイサービス ふる里）／介護老人保健施設のへじ／総合福祉センターのへじ（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、野辺地町に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、要配慮者等が避難所生活に支障が生じないよう、福祉避難所の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、甲が避難所での生活において、特別な配慮を必要と判断した者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。（様式1）

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（2）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（3）要配慮者等の状況調書（様式2）を要配慮者等受入れの翌日に提出

（4）福祉避難所運営報告書（様式3）を福祉避難所閉鎖後7日以内に提出

（5）福祉避難所の設置運営に係る費用の請求（様式4）

2 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり作成した書類等は、福祉避難所閉鎖後5年間はこれを保管しなければならない。なお、保管期限を過ぎた書類等は甲に提出するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、乙は、甲と協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うことができる。

また、他の協定締結法人から乙に協力要請があった場合には、乙はその協力要請にできる限り応えるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて負担をするものとする。

（1）福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、通常の介護報

酬請求による。但し、介護サービス料等の自己負担分については、介護保険制度に係る減免等の仕組みを活用したうえで発生する分を甲が負担するものとする。

(2) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(対象者の移送)

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(開設期間)

第9条 乙が運営する福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあっては、町と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による異議の申立てがない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙と協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

(甲) 野辺地町長

(乙) 北部上北広域事務組合 管理者

公立野辺地病院開設者 北部上北広域事務組合 管理者

介護老人保健施設えぼし 施設長

社会福祉法人 愛の園 理事長

株式会社 祐里 代表取締役

社会福祉法人 福祉の里 介護老人保健施設 のへじ 理事長

社会福祉法人 福祉の里 総合福祉センター のへじ 理事長

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と野辺地電友会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合の、電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。なお、長時間停電が予想される場合においては、臨時の仮設電源の切替えに係る分電盤、電線類及び仮設照明等付帯設備の資材調達に関すること。（復旧範囲は電力会社との責任分界点から需要家側に限るものとする。）
- （2）災害等発生後に感電事故や漏電事故の二次災害防止のため、甲が要望する施設等の電気設備点検及び被災状況の調査に関すること。
- （3）電力復旧以外の復旧活動に高所作業を要する場合、電気工事車以外でも高所作業車等の特殊車両による支援活動に関すること。
- （4）平常時から災害等に備えた防災訓練及び災害時の緊急時連絡体制の確保を実施し、また、非常用資機材の整備及び電気の安全使用など啓発活動に努め、甲が主催する防災訓練の参加協力に関すること。
- （5）その他災害等発生時における復旧及び復興に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのないものについては、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書（様式第1号）を交付するものとする。

- （1）支援協力の種類
- （2）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等より連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の支援要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときには、電話等により報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書（様式第2号）を提出する。

（災害時の緊急時連絡体制の提示）

第6条 乙は、甲の支援要請に対応するために、災害時の緊急時連絡体制を作成し、甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の支援要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、災害等発生前の適正な価格とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときは、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年12月13日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地23番地1
野辺地町長 中谷純逸

乙 青森県上北郡野辺地町字観音林前田3番地3
野辺地電友会
会 長 角谷美智弥

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

野辺地町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲・乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲・乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲・乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲・乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲・乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲・乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲・乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は乙より目的外利用の実績の報告があった場合は速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じその旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲・乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 23 日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1 号

野辺地町長 中谷 純逸 印

乙 青森県青森市橋本二丁目 1 番 6 号

東日本電信電話株式会社青森支店

支店長 小森 俊英 印

災害時における物資の供給に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と株式会社マエダ（以下「乙」という。）は、野辺地町内にあって、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（物資供給の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 引渡し場所までの物資の運搬は、甲乙協議の上決定する。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において「受領書」（別紙第2号様式）を受け取るものとする。

（費用）

第5条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に対する対価は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議の上決定する。
- 3 引渡し場所までの運搬に係る費用等は、甲乙協議の上決定する。

（費用の支払い）

第6条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「野辺地町防災安全課」、乙においては、「マエダストア野辺地店」とする。なお、その連絡窓口は、「災害時緊急連絡体制表」（別紙第3号様式）に定め、双方ともに備え付けするものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月20日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 青森県むつ市小川町2丁目4番8号
株式会社マエダ
代表取締役社長 前 田 恵 三

災害時における飲料供給に関する協定書

野辺地町（以下、「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、野辺地町内において、地震、風水害等により甚大な被害を及ぼす災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の飲料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、飲料を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

（飲料供給の範囲及び設置）

第2条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター
- (2) その他飲料

（災害時における飲料提供及び要請方法）

第3条 第1条の要請は、「緊急物資供給要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において、「受領書」（別紙第2号様式）を受け取るものとする。

（費用）

第5条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に対する対価は、災害発生直前における適正な価格により算定するものとし、甲乙協議の上決定する。
- 3 引渡し場所までの運搬に係る費用等は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第6条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、「野辺地町防災安全課」、乙においては、「みちのくコカ・コーラボトリング株式会社野辺地営業所」とする。なお、その連絡窓口は、「緊急時緊急連絡体制表」（別紙第3号様式）に定め、双方ともに備え付けするものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 この協定は協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年6月20日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1
野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第1地割279番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷 村 広 和

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

野辺地町（以下、「甲」という。）と野辺地建設業協同組合（以下、「乙」という。）は、風水害等の発生が予想される場合の被害の未然防止対策及び地震、津波及び風水害等（以下「災害等」という。）による被害が発生した場合における災害応急対策（以下「災害応急対策等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、野辺地町地域防災計画に基づき、災害時等における甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能確保及び回復並びに町民生活の安全を確保するため、災害応急対策等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策等を実施する必要があると認めたときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、災害応急対策等に必要な人員、資機材等を出動させ、甲が実施する災害応急対策等に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊、損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- （2）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊、損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- （3）全2号に掲げるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が災害応急対策等の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額、支払方法等については、甲乙協議して決定する。

（損害賠償）

第6条 第三者に損害を及ぼした場合又は各種機械等に損害が生じたとき、組合員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。この場合において、町及び組合員等が負担する額等については、双方協議して定めるものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月21日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町長 _____

乙 青森県上北郡野辺地町字観音林後31番地1

野辺地建設業協同組合

理事長 _____

災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 協定第2条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

2 乙は労力と資機材を提供するものとし、災害復旧現場での指示は甲が行い、乙が災害応急対策等を実施する。

(報告)

第3条 協定第4条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

(連絡責任者)

第4条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設環境課長を、乙においては協同組合理事長、もしくは理事長の指名するものをそれぞれ連絡責任者とする。

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

野辺地町（以下、「甲」という。）とエボシ建設業協会（以下、「乙」という。）は、風水害等の発生が予想される場合の被害の未然防止対策及び地震、津波及び風水害等（以下「災害等」という。）による被害が発生した場合における災害応急対策（以下「災害応急対策等」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、野辺地町地域防災計画に基づき、災害時等における甲の管理する道路、河川等の公共施設の機能確保及び回復並びに町民生活の安全を確保するため、災害応急対策等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策等を実施する必要があると認めたときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 は、前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り、災害応急対策等に必要な人員、資機材等を出動させ、甲が実施する災害応急対策等に協力するものとする。

（協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊、損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去
- （2）災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊、損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去
- （3）全2号に掲げるもののほか甲が必要と認める緊急応急作業

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が災害応急対策等の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額、支払方法等については、甲乙協議して決定する。

（損害賠償）

第6条 第三者に損害を及ぼした場合又は各種機械等に損害が生じたとき、協会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。この場合において、町及び協会員等が負担する額等については、双方協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年12月21日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町長 _____

乙 青森県上北郡野辺地町字寺ノ沢93番地83

エボシ建設業協会

会長 _____

災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 協定第2条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

2 乙は労力と資機材を提供するものとし、災害復旧現場での指示は甲が行い、乙が災害応急対策等を実施する。

(報告)

第3条 協定第4条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した協会員名
- (4) その他必要な事項

(連絡責任者)

第4条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設環境課長を、乙においては会長、もしくは会長の指名するものをそれぞれ連絡責任者とする。

東北電力株式会社 東通原子力発電所に係る 野辺地町民の安全確保等に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）の間において、乙の設置する東通原子力発電所（以下「発電所」という。）について、野辺地町民の安全確保及び環境の保全を図るため、青森県（以下「県」という。）の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の運転保守（試運転も含む。以下同じ。）に当たっては、乙が県及び他の市町村と締結した協定（「東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」）並びにこの協定に定める事項を誠実に遵守し、野辺地町民の安全を確保するとともに環境の保全を図るために万全の措置を講ずるものとする。

（情報公開）

第2条 乙は、野辺地町民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（施設の増設等に係る事前了解の報告）

第3条 乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、県等から得る事前了解について、甲に報告するものとする。

（環境放射線及び温排水等の測定結果の報告）

第4条 乙は、県が別に定めた「東通原子力発電所に係る環境放射線モニタリング基本計画、実施計画及び実施要領（平成15年3月作成）」及び「東通原子力発電所温排水影響調査実施計画（平成15年4月作成）」に基づいて発電所周辺地域における環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線及び温排水等の測定を実施するものとし、その測定結果を県と協議のうえ甲に報告するものとする。

（新燃料等の輸送計画に関する報告）

第5条 乙は、新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、県等に事前連絡を行ったときは、甲に報告するものとする。

（平常時における報告）

第6条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- （1）発電所の運転保守状況
- （2）放射性物質の放出状況
- （3）放射性固体廃棄物の保管量

(4) 第4条第1項に基づき実施した環境放射線及び温排水等の測定結果

(異常時における連絡等)

第7条 乙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 原子炉施設及びこれと関連する施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。
- (2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。
- (3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。
- (4) 放射性物質等が管理区域外へ漏えいしたとき。
- (5) 新燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。
- (6) 乙の所持し、又は管理する放射性廃棄物等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
- (7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (8) その他異常事態が発生したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

2 甲は、異常事態が発生した場合における連絡通報を円滑に処理するため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(適切な措置の要求)

第8条 甲は、前条第1項の規定による連絡を受けた結果、野辺地町民の安全確保等のため、特別の措置を講ずる必要があると認めた場合は、乙に対して県を通じて適切な措置を講ずることを求めることができる。

(立入調査及び状況説明)

第9条 甲は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは、その職員を乙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は乙の管理する場所等において、状況説明を受けることができるものとする。

- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、乙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 甲の職員は、立入調査を実施する際、甲の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 甲は、立入調査結果を公表できるものとする。
- 5 甲は、前項の公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(損害の賠償及び風評被害に係る措置)

第10条 乙は、発電所の運転保守に起因して、野辺地町民に損害を与えたときは、被害者に誠意をもってその損害を賠償するものとする。

2 乙は、発電所の運転保守等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、誠意をもって補償等万全の措置を講ずるものとし、当事者間で解決を図るものとする。

(野辺地町民への広報)

第 11 条 乙は、発電所に関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲に対し連絡するものとする。

(諸調査への協力)

第 12 条 乙は、甲が実施する野辺地町民の安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第 13 条 乙は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 乙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。

3 乙は、甲の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第 14 条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、その違反した内容について公表するものとする。

(協定の改定)

第 15 条 この協定の内容を改定する必要があるときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第 16 条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書 3 通を作成し、甲、乙及び立会人において記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

野辺地町長 中 谷 純 逸

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号

東北電力株式会社

取締役社長 原 田 宏 哉

立会人 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

青森県知事 三 村 申 吾

災害時の協力に関する協定

野辺地町（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社青森電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等による災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を共有するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

3 乙は、第1項について、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾン（現地情報連絡員）を派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は可能な範囲で当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（施設の使用に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な施設の使用にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

2 甲が所有、又は管理し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

3 乙が対象施設を使用する場合は、甲の定める様式により使用申請のうえ承諾を受ける。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により使用申請し、事後文書を提出するものとする。

る。

なお、甲は乙から使用申請を受けた場合は、特別な事情が無い限りこれを承諾する。

また、乙が対象施設の使用を終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡する。

4 乙は、対象施設を災害時における復旧応援隊の集合・待機場所、駐車場、復旧資材の受払基地及び宿泊施設など災害復旧全般に供するものとし、使用目的以外に利用しない。

5 本協定に基づき、乙が対象施設を使用するときの料金は、甲が全額免除するものとする。

また、乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の経費の実費相当額を甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告に基づき甲乙双方誠意をもって協議する。

6 乙が対象施設を利用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、現状復帰することを原則とする。

なお、乙が対象施設を利用中に甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償する。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(有効期間)

第7条 本協定の締結により、甲乙間で平成21年10月20日に締結した「災害等発生時における電力復旧活動の協力に関する協定書」は効力を失うものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、以後の協定期間についても同様とする。

また、甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直し又は解除が必要となった場合は、相手に申し入れを行い適宜協議する。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な細目は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月24日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町長 野村 秀雄

乙 青森県青森市本町一丁目3番9号

東北電カネットワーク株式会社 青森電力センター
所長 中尾 智哉

別表（第 6 条 2 項関係）

施設名	所在地	備考
野辺地町運動公園	野辺地町字枇杷野 51 番地 7	西側駐車場
野辺地工業団地	野辺地町字松ノ木 113 番地 1 及び 113 番地 5	A 区画内一部及び E 区画
その他甲が指定する施設		

災害に係る情報発信等に関する協定

野辺地町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、野辺地町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、野辺地町が野辺地町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ野辺地町の行政機能の低下を軽減させるため、野辺地町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、野辺地町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、野辺地町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として野辺地町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 野辺地町が、野辺地町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 野辺地町が、野辺地町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 野辺地町が、災害発生時の野辺地町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 野辺地町が、野辺地町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 野辺地町が、野辺地町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 野辺地町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、野辺地町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく野辺地町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、野辺地町から提供を受ける情報について、野辺地町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、野辺地町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、野辺地町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、野辺地町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年6月22日

野辺地町：青森県上北郡野辺地町字野辺地

123番地1

野辺地町長 野村 秀雄

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川邊 健太郎

野辺地町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙１」のとおり。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事業）

第２条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙２」に定める。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) 女性の活躍推進に関すること。
- (5) その他、地方創生に関すること。

２ 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第３条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第４条 乙は、連携事項等について協力した場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第５条 甲及び乙は、連携事項等の具体化の検討及び第２条第２項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２ 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第６条 本協定の有効期間は、締結の日から令和３年５月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第７条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 1 7 日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1

野辺地町長 野 村 秀 雄

乙 青森県上北郡野辺地町字野辺地 28 番地 1

日本郵便株式会社

野辺地郵便局長 伴 幸 治

(別紙 1)

協定対象局一覧

局名	住所	電話番号
野辺地郵便局	青森県上北郡野辺地町字野辺地 28 番地 1	0175-64-3311 (総務部)

(別紙 2)

「野辺地町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」 具体的連携項目

野辺地町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目（取組）等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災体制の強化に取り組むとともに、野辺地町内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(連携内容)

(1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。

ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。

イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深めることとします。

(2) 野辺地町内において災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。

なお、本項における「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

ア 緊急車両等としての車両の提供（所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した広報活動

エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策

(ア) 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災者宛て救助用郵便物等の料金免除

(エ) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

オ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）

カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払（被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など）及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い（保険料払込猶予期間の延伸など）について、各社から要請があった場合の取扱い

キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届（郵便局様式）の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。なお、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、野辺地町内の高齢者や子ども等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、野辺地町内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防署または警察署に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、野辺地町内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、野辺地町内で業務を行う際に、野辺地町内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、水道の濡水、落雪及び動物の死骸等、野辺地町内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる個所を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、野辺地町内の住民の快適で安心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、野辺地町内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、野辺地町内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・くらしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、野辺地町内において、野辺地町内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、野辺地町内で業務を行う際に、住民の何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防署または警察署に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、野辺地町内の経済活性化を支援します。

(連携内容)

ふるさと納税の取組み支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

地域防災パートナーシップ協定書

野辺地町（以下、甲という。）と青森放送株式会社（以下、乙という。）は、野辺地町内において災害が発生した場合又はその発生が予想される場合における災害に係る情報（以下「災害情報」という。）の放送及び平時の協力に関し、次のとおり地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害情報の放送を行うことにより、災害による被害の軽減及び住民の不安の解消を図り、住民生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互に協力することにより、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故その他住民生活に影響を与える事態をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的達成のため、災害情報に関する放送（以下単に「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、乙に対し、放送を行うことを要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害による避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報及び生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続）

第4条 甲は、前条第1項の規定により放送の要請を行うときは、次に掲げる事項を記載した別に定める災害情報放送要請書（以下「要請書」という。）をインターネット等を通じて乙に送信するものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合は、口頭により放送の要請を行うことができる。この場合において、甲は、要請後遅滞なく要請書を乙に送信するものとする。

- (1) 放送の要請の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 放送の希望日時
- (4) その他甲が必要と認める事項

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、直ちに放送の形式、内容、時刻等を決定し、甲に連絡するとともに、その放送に努めるものとする。

(運用の確認)

第6条 甲及び乙は、要請の円滑化及び正確かつ迅速な放送のため、次に掲げる事項を記載した別に定める運用確認書（以下「確認書」という。）を甲乙協議の上、作成する。

- (1) 連絡責任者
- (2) 連絡先
- (3) 通信方法
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し、確認書を更新するものとする。

(通信途絶等の場合における措置)

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、又は著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保及び災害情報の収集に努めるものとする。

2 前項の場合において、乙は、第5条の規定による放送を行うため、甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は、可能な限りこれに協力するものとする。

(放送に係る費用の負担)

第8条 乙は、第5条の規定による放送を無償で行い、これに係る費用を甲に請求しないものとする。

(平時の協力)

第9条 甲及び乙は、平時から住民の防災意識を高める活動及び情報交換に関し、次に掲げる事項について、相互に協力し災害に備えるものとする。

- (1) 過去の災害の資料映像の提供に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) 番組等の防災関連コンテンツの展開に関する事項
- (4) その他甲及び乙が必要と認める事項

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、相手方の同意を得ずに第三者に開示してはならない。ただし、甲及び乙が第三者に開示することに事前に合意した事項については、この限りではない。

(有効期間)

第11条 本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 青森県上北郡野辺地町字野辺地123番地1

野辺地町長 野村 秀雄

乙 青森県青森市松森一丁目8番1号

青森放送株式会社

代表取締役社長 山本 恒太

野辺地町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と社会福祉法人野辺地町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、野辺地町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、野辺地町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、別表に定める施設（以下「対象施設」という。）とする。ただし、対象施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 甲は、野辺地町災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

2 必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

3 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握

- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 野辺地町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等と

の良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

- 3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 6 月 1 5 日

甲 上北郡野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1
野辺地町長 野 村 秀 雄

乙 上北郡野辺地町字前田 1 番地 7
社会福祉法人 野辺地町社会福祉協議会
会長 柴 崎 民 生

様 式 編

目 次

様式 1 被害者実態調査票（個票）	1
様式 2 被害者名簿	2
様式 3 被害概況速報	3
様式 4 被害状況調査	4
様式 5 救助の実施状況	5
様式 6 医療施設被害	6
様式 7 生活関係施設被害（環境衛生・廃棄物処理・水道施設等）	7
様式 8 水稻被害（水害）	8
様式 9 水稻被害（潮風害、干害、霜害、風害等）	9
様式 10 りんご被害	10
様式 11 畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害	11
様式 12 果樹類樹体被害（りんごを除く）	12
様式 13 畜産関係被害（家畜・畜産物等）	13
様式 14 畜産関係被害（牧草・飼料作物等）	14
様式 15 農業関係共同利用施設被害 （農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの）	15
様式 16 農業関係共同利用施設被害（その他所有のもの）	16
様式 17 農業関係非共同利用施設被害	17
様式 18 農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害	18
様式 19 農地・農業用施設関係被害	19
様式 20 林業関係被害（林産関係）	20
様式 21 林業関係被害（治山関係）	21
様式 22 水産業関係被害	22
様式 23 海岸、漁港施設被害	23
様式 24 商工業、観光施設被害	24
様式 25 土木施設被害（国・県・町別）	25
様式 26 建築物被害	26
様式 27 文教関係被害	27
様式 28 福祉施設被害	28
様式 29 その他の公共施設被害	29
様式 30 災害発生報告	30
様式 31 災害決定報告	33
様式 32 災害救助費市町村交付金交付申請書	36
様式 33 事務費内訳書	39
様式 34 救助実施記録日計票	43

様式 3 5	救助の種目別物資受払状況	4 4
様式 3 6	避難所設置及び収容状況	4 5
様式 3 7	避難指示発令報告書	4 6
様式 3 8	避難指示解除報告書	4 7
様式 3 9	避難所開設報告書	4 8
様式 4 0	避難所閉鎖報告書	4 9
様式 4 1	避難所日誌	5 0
様式 4 2	避難者名簿	5 1
様式 4 3	避難所従事者勤務状況	5 2
様式 4 4	被災者救出状況記録簿	5 3
様式 4 5	炊出し給与状況（総括）	5 4
様式 4 6	炊出し給与簿	5 5
様式 4 7	給食者名簿	5 6
様式 4 8	飲料水の供給簿	5 7
様式 4 9	世帯構成員別被害状況	5 8
様式 5 0	物資の給与状況	5 9
様式 5 1	災害救助法による応急仮設住宅設置供与（住宅の応急修理）申請書	6 0
様式 5 2	災害救助法による応急仮設住宅建築工事着工届	6 4
様式 5 3	災害救助法による応急仮設住宅建築工事竣工届	6 5
様式 5 4	災害救助法による応急仮設住宅建築工事引渡書	6 6
様式 5 5	応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理請求書	6 7
様式 5 6	応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理精算書	5 6
様式 5 7	応急仮設住宅台帳	7 1
様式 5 8	住宅応急修理記録簿	7 2
様式 5 9	救護班活動状況	7 3
様式 6 0	病院、診療所医療実施状況	7 4
様式 6 1	傷病者名簿	7 5
様式 6 2	助産台帳	7 6
様式 6 3	障害物除去の状況	7 7
様式 6 4	障害物除去関係物資受払状況	7 8
様式 6 5	奉仕団の協力要請書	7 9
様式 6 6	奉仕団の活動状況記録簿	8 0
様式 6 7	人夫あっせん要請書	8 1
様式 6 8	人夫雇上台帳	8 2
様式 6 9	死体の搜索状況記録簿	8 3
様式 7 0	死体搜索の協力要請書	8 4
様式 7 1	死体処理台帳	8 5
様式 7 2	埋葬台帳	8 6

様式 7 3 学用品給与調査	8 7
様式 7 4 学用品購入計画書	8 8
様式 7 5 学用品の給与状況	8 9
様式 7 6 学用品給与対象者調	9 0
様式 7 7 輸送記録簿	9 1
様式 7 8 自衛隊災害派遣要請書	9 2
様式 7 9 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書	9 3
様式 8 0 青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書	9 4

様式1

被 害 者 実 態 調 査 票 (個 票)																					
町名等		調査年月日 年 月 日 調査員所属 職・氏名																			
世帯主氏名		住 所			年 齢		職業		事業を営んでいるとき			従 業 員 数									
(電話)		野 辺 地 町			番 号		丁 目		番 号		才		事業 内 容			従 業 員 数					
被 害 状 況		家族の氏名		続 柄		年 齢		職業又は学校名		被保護世帯		身障世帯		老人世帯		母子世帯		要保護世帯		その他の世帯	
死者		行方不明		重傷		軽傷		人		人		人		人		人		人		人	
人的被害		種 類		住 家		非 住 家		※課税状況		均等割		所得割		非課税		均等割		所得割		非課税	
被害区分		1 全壊(焼)		2 半壊(焼)		3 流失		4 一部破損		5 床上浸水		1～49cm		50～99cm		100cm以上		6 床下浸水		備考	
○印をつける		1 全壊(焼)		2 半壊(焼)		3 流失		4 一部破損		5 床上浸水		1～49cm		50～99cm		100cm以上		6 床下浸水		備考	
棟数		棟		棟		棟		人		人		人		人		人		人		人	
所有		自家・借家・間借		棟		棟		人		人		人		人		人		人		人	

※印は記入する必要はありません。

[illegible]

(注) 全部→全燒、全壞、流失
所有→自家、借家、間借

一部→半焼、半壊、一部破損
その他→人的被害、家畜の被害、その他

様式3

被害概況速報

災害名 _____

(第 報)

報告時刻	年 月 日 時 分				受信時刻	年 月 日 時 分				
報告機関					受信機関					
報告者氏名					受信者所属					
電話番号					・ 職 氏 名					
災害の概況	発生場所					発生日時		年 月 日 時 分		
	被害の有無		有 ・ 無			119番殺到状況件				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況			設置・未設置		設置日時 年 月 日 時 分				
				名 称						

様式4

被災状況調査

発(受)信時点 年 月 日 時 分

集計時点 年 月 日 時 分

発(受)信者所属氏名

区 分		人的被害(人)				住 家 の 被 害								非住家の被害(棟)					
市町村名 (報告部 ・班名)	災害対策 本部設置 年月日	負傷			行方不明	死 者	棟数(棟)					世帯数及び人員(世帯、人)							
		重傷	軽傷	小計			計	全壊(焼)流失	半壊(焼)	一部破壊	床上浸水	床下浸水	全壊(焼)流失	半壊(焼)	一部破損	床上浸水			床下浸水

救 助 の 実 施 状 況

年 月 日 時 分
発(受)信時点

年 月 日 時 分
集計時点

発(受)信者所属氏名

区分	避難所		応急仮住宅		吹き出し	飲料水		被服、寝具等				医療及び助産				救出		応急修理	学用品		埋葬	死体の 検索 処理	障害物 の除去
	収容実人数(人)	箇所(カ所)	完成戸数(戸)	設置戸数(戸)		対象人員(人)	給水車台数(台)	世帯数(世帯)	被服(点)	寝具(点)	その他(点)	医療班	医療機関	分べん者数(人)	救出人員(人)	行方不明(人)	対象数(世帯)		小学生(人)	中学生(人)			
市町村名 (報告部・班名)																							

医 療 施 設 被 害

年 月 日 時現在

報告者

被 害 施 設 名	被 害 の 程 度 (m ²)							被害金額 (千円)
	全壊	半壊	全焼	半焼	流失	浸水	その他	

生 活 関 係 施 設 被 害
(環 境 衛 生 ・ 廃 棄 物 処 理 ・ 水 道 施 設 等)

年 月 日 時現在

報告者

施 設 名 区 分	被 害 内 容	被害金額 (千円)
計		

(注)被害内容には施設ごとに被害の程度を記入すること。

水稻被水害()

(注) 1 第1報（災害発生後直ちに報告）は◎印のみ報告する。第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告する。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

2 冠水期間については、明確になった面積については期間区分し、その時点で冠水中の面積は「冠水中」として報告する。「浸水被害面積」として報告すること。

3 被害面積等の上段（ ）には被害率を記入する。

4 被害様相は次の区分による。

- ①埋没・決壊・・・土砂が畦畔の高さを超えて堆積したものと及び耕土が流失したもの
- ②土砂流入・・・土砂の流入が畦畔の高さまで達しないもの
- ③冠水・・・稲が全部水中に没したもの
- ④浸水・・・水が畦畔の高さを超えて、かつ冠水には至らないもの

水 稲 被 害 (潮風害、干害、霜害、風害等)

地区名	作付面積 (ha)	被害面積		被害 減収量 (t)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害程度別面積				減 収 量				被害農家戸数		時現在 日 月 年
		計 (ha)	うち 被害率 30% 以上 (ha)				30%未満 (ha)	30%～ 49% (ha)	50%～ 69% (ha)	70%以上 (ha)	30%未満 (t)	30%～ 49% (t)	50%～ 69% (t)	70%以上 (t)	(戸)	うち被害率 30%以上の 被害農家 (戸)	
	△	◎		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			

(注) 第1報 (災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。第2報以降は把握でき次第第△印を含めて報告する。

また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

りんごの被害

年 月 日 時 現在

地区名	樹種名	栽培面積 (ha)	災害の種類	種目	被害面積 (ha)	被害程度別面積内訳				被害量			被害金額 (千円)	備考
						30%未満 (ha)	30～49% (ha)	50～69% (ha)	70%以上 (ha)	落果 (t)	減収 (t)	品質低下 (t)	樹上損傷 (t)	
			1 水害	(1)園地浸水 (2)樹冠浸水 (3)土砂堆積埋没 (4)樹の流失 (5)樹体損傷										・1の(1)は樹冠下浸水をいい、被害面積欄のみに記入する。 ・1の(2)は樹冠の浸水割合によって程度別を記入する。 ・1の(3)の被害程度は次の区分により記入する。 ①地表から50cm→30%未満 ②51cmから樹冠下→30～49% ③樹冠の半分→50～69% ④樹冠の半分以上→70%以上
			2 風害	(1)落果、樹上損傷 (2)樹体損傷 (裂開折損含む)										
			3 雹害											
			4 雪害											
			5 凍霜害											
		△	◎	◎	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	
合計						戸	戸	戸	戸					
被害戸数						戸	戸	戸	戸					

(注)

- 1 減収量:各被害種目毎の被害程度別面積
×(減収率×10a当り生産量)
- 2 品質低下量:各被害種目毎の被害程度別面積
×(品質低下率×10a当り生産量)
- 3 減収額:減収量×1t当り単位
- 4 品質低下額:品質低下量×1t当り損害単価
- 5 樹体損傷額:樹体損傷本数×被害損傷率
×1樹当り樹体損傷額(果樹共済算定方式)
- 6 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告する。
第2報以降は把握でき次第第△印を含めて報告する。
確定報告はすべての欄に記入し報告する。

(単位:%)

【品種別被害割合】

地区名	区分	デリ系	ふじ	国光	紅玉	陸奥	その他
	減収						
	落果						
	樹上損傷						

畑作、野菜、花き、一般果樹、桑樹被害

地区名	品目毎	作型	被害程度別面積 (ha)					被害減収量						単価(円)	損害額 (千円)	備考
			計	30%未満	30%～ 49%	50%～ 69%	70%以上	計	30%未満	30%～ 49%	50%～ 69%	70%以上				
◎	◎	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
合計																

年 月 日 時 現在

- (注) 1 品目毎には、小麦、馬鈴薯、トマト、ぶどう、たばこ、切花類、桑等々を記入すること。
- 2 作型には、普通栽培、早熟栽培、促成栽培、抑制栽培等の栽培方法を記入すること。
- 3 桑の被害額は、蒔に換算して算出する。被害額は、被害面積×被害率×10a当り収蒔量によること。
- 4 備考欄には、別に定めるもの以外のものについては被害減収量算定根拠と被害の態様を記入すること。
- 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は把握でき次第△印を含めて報告すること。
- また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

様式12

果 樹 類 樹 体 被 害 (り ん ご を 除 く)

地区名	樹種名	被害程度別面積(ha)				単価 (円)	被害額 (千円)	備 考	時現在 日 月 年
		30%未満	30～69%	70%以上	計				
	◎	△	△	△	◎	△	△		
合計									

(注) 1 被害額は次により算出すること。
樹体損傷面積×被害損傷率×10a当り樹体損傷類(農畜産業用固定資産評価標準)－農林水産省－
2 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は把握でき次第第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

畜産関係被害(家畜・畜産物等)

区分	年 月 日 時現在						被害額 (千円)	単価 (円)	被害数量 (頭羽数等)	被害額 (千円)	単価 (円)	被害数量 (頭羽数等)	被害額 (千円)	単価 (円)	被害数量 (頭羽数等)	被害額 (千円)	備考
	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)	被害数量 (頭羽数等)	単価 (円)	被害額 (千円)											
	() ◎	△	△	() ◎	△	△	△	△	() ◎	△	△	() ◎	△	△	△	△	

- (注) 1 区分欄には、「乳用牛」「肉用牛」「豚」「採卵鶏」「ブロイラー」「馬」「綿羊」「配合飼料」「牧草」「牛乳」「卵」等を記入すること。
- 2 被害数量欄の()内には箇所数を記入し、備考欄には被害態様等を記入すること。
- 3 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は把握でき次第第△印を含めて報告すること。
- また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

畜産関係被害（牧草・飼料作物等）

地区名	作物名	被害の態様		被害程度別面積(ha)					被害減収量(t)					単価 (円)	被害額 (千円)	備考	年	月	日	時現在
				計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上	計	30% 未満	30～ 49%	50～ 69%	70% 以上							
	◎	内訳	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△						
		合計																		

(注) 1 被害の態様の欄には、「枯死」「牧草腐敗」「埋没」「決壊」「倒伏」「冠水」「流失」等の被害の態様を記入し、この態様別に被害面積及び被害減収量を記入すること。

2 備考欄に箇所数等を記入すること。

3 牧草については、生育時期により生産量が異なるため、年間生産量に対する生育時期別割合は、次の数値を参考とすること。

※牧草の年間収量に占める生育時期別割合 1 番草50%、2 番草30%、3 番草20%

4 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は把握でき次第第△印を含めて報告すること。

また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農業関係共同利用施設被害

(農業協同組合及び農業協同組合連合会所有のもの)

地区名

年 月 日 時 現在
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
合計												

- (注) 1 種類名には、「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入すること。
2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入すること。
3 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照すること。
4 「件数等」には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入し、被害面積も記入すること。
5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農業関係共同利用施設被害

(そ の 他 所 有 の も の)

地区名

年 月 日 時 現在

(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
合計												

- (注) 1 種類名には、「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入すること。
- 2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入すること。
- 3 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照すること。
- 4 「件数等」には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入し、被害面積も記入すること。
- 5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
- また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農業関係非共同利用施設被害

地区名

年 月 日 時 現在
(金額単位:千円)

種類名	被害施設名	全壊		大破		中破		小破		計		備考
		件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	件数等	被害額	
◎	()									◎	△	
	()											
合計												

- (注) 1 種類名には、「耕種関係」「畜産関係」「園芸関係」「自然牧野」「一般施設」等の別を記入すること。
2 被害施設名欄の下段()内には所有者名を記入すること。
3 「全壊」「大破」「中破」「小破」の区分については「農業関係被害の算定基準等について」を参照すること。
4 「件数等」には、件数・棟数・台数・㎡数等を記入し、被害面積も記入すること。
5 第1報(災害発生後直ちに報告)は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の在庫品被害

地区名

年 月 日 時 現在

種 類	数 量	単 位	単 価 (円)	被害額(千円)	備 考
生 産 資 材					
計	◎			△	
そ の 他					
計	◎			△	
合 計					

(注) 1 在庫品とは、農業共同組合及び農業協同組合連合会の所有または管理するものをいう。

2 「種類」欄の()内には農協等名を記入すること。

3 備考欄には被害の態様等を記入すること。

4 第1報(災害発生後直ちに報告は◎印のみ報告し、第2報以降は、把握でき次第△印を含めて報告すること。
また、確定報告はすべての欄に記入し報告すること。

[illegible]

様式20

[速報・概況・確定報告]

[災害名 :]

林業関係被害（林産関係）

年 月 日 時現在

(金額単位:千円)

区分	林産施設等						林産物等						計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	林産施設		苗畑施設		小計		林産物		種苗		林産物間接被害				小計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額	数量	被害金額			数量	被害金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町村名	地区名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

- (注) 1 「被害数量」には、被害の箇所数、面積等を記入する。
 2 「林産施設」被害とは、木材倉庫、貯木場、木材加工施設、わさび、しいたけ等育成・加工施設等の全壊・半壊をいう。
 3 「苗畑施設」被害とは、畑地流失、畑地埋没、灌水施設破損、堆肥舎倒壊等をいう。
 4 「林産物」被害とは、立木・素材・製材等の木材被害、薪炭原木・木材等の薪炭被害、しいたけ、わさび等の特用林産物被害と利用伐期令級未満の造林被害をいう。
 5 「林産物間接被害」とは、道路に決壊、橋梁の破損、その他により運搬が不能となった滞貨した林産物等（木材、薪炭、特用林産物）をいう。

様式21

[速報・概況・確定報告]

[災害名 :]

林業関係被害(治山関係)

年 月 日 時現在

(金額単位:千円)

区分		林 地				施 設				林野火災				被害 金額 合計	
市町村名	地区名	崩壊地		地すべり		海岸		治山		地すべり		林道		被害 面積	被害 金額
		被害 数量	被害 金額	被害 数量	被害 金額	被害 数量	被害 金額	被害 数量	被害 金額	被害 数量	被害 金額	被害 数量	被害 金額		
合計		箇所		箇所		箇所	(M)	箇所	(M)	箇所	(M)	箇所	路線	箇所	ha
														件	ha

水産業関係被害

年 月 日 時 現在
(金額単位:千円)

区分 地区名	水産業関係被害										(a) 施設等被害計	(b) 水産物被害被				(C) 組合在庫品被害被				(d)=(b)+(c) 水産物等被害合計	(a)+(d) 水産業関係被害合計
	共用施設 利用施設		非共用施設 利用施設		地方公共 団体施設			漁船				漁具・資材		養殖関係		漁場					
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数	金額	大破 隻数	金額	中破 隻数	金額	小破 隻数	計		種類	数量	金額	種類	数量	金額			
施設 数量	金額	施設 数量	金額	減失 隻数																	

海岸、漁港施設被害

年 月 日 時現在
(金額単位:千円)

被害状況						
漁港名または地区名	事業主体	施設名	工種	被災数量	復旧見込工事費	備考 (築造事業名・年度等)

商工業、観光施設被害

年 月 日 時現在
(金額単位: 千円)

施設名称・所在地	被害内容	被害金額
合 計		

(注) 被害内容には、工場、事業所、商店ごとに被害程度を記入すること。

土木施設被害（国・県・町別）

年 月 日 時現在
(金額単位:千円)

区	分	被害箇所数	被害金額	主たる被害場所及び内容
河	川			
海	岸			
砂	防 設 備			
地	す べ り 防 止 施 設			
急	傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設			
道	路			
橋	梁			
下	水 道			
港	湾			
合	計			

(注)主たる被害場所及び内容欄には被害場所、河川名、海岸名、路線名等区間及び延長等を概略記載すること。

建 築 物 被 害

(年 月分)

青 森 県 知 事 殿 年 月 日 野 辺 地 町 長 印 建築基準法第15条第3項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1 市区町村名								
2 災害種別		火災・風水害・地震・津波・その他			3 火災件数 件			
4 被害区分		全焼・全壊・全流出 / 半焼・半壊・半流出					8 建築物の 損害見積額 (万円)	
5 建築物の数 住宅の戸数 床面積の 合計		建築物 の数	床面積の 合計(㎡)	建築物 の数	床面積の 合計(㎡)	建築物 の数		床面積の 合計(㎡)
7 建築物 の用途		住宅の 戸数		住宅の 戸数		住宅の 戸数		
6 構造								
居住	木造	棟 戸						
	その他	棟 戸						
鉱工業		棟						
		棟						
商業 サービス		棟						
		棟						
文教公務		棟						
		棟						
その他		棟						
		棟						
合計		棟						
		棟						
		棟						

(注) イ ※印欄は記入しないこと。
ロ 2、4欄は該当事項の文字を○で囲むこと。
ハ 災害種別ごとに作成すること。

文 教 関 係 被 害

年 月 日 時現在
(金額単位:千円)

区 分	児童、生徒(教職員、事務職員)被害					教科書被害		学 校 施 設										社 会 教 育 施 設					被害金額の 合計		
								幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大学		各種学校		社会教育施設		社会体育施設		文化財	
	死	行方不明	重	軽	計	園数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	校数	金額	施設	金額	施設	金額	件数		金額	
地区名																									

福祉施設被害

年 月 日 時現在
報告者

福祉施設種別	被害施設名	設置主体	建物 延面積 (㎡)	被害 延面積 (㎡)	被害の程度・内容	被害金額 (千円)
計						

その他の公共施設被害

年 月 日 時現在
報告者

施設名 区分	被害の内容	被害金額 (千円)
計		

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

災 害 発 生 報 告

年 月 日 時 分ごろ発生した災害の状況について、下記のとおり
報告します。

記

1 災害発生場所

2 災害発生の日時

3 原因

4 被害状況調査（別紙1によるほか、被害地域及び付近の平面図並びに被害別による損害見積額
「住家、家財、被服、寝具、その他生活必需品に区分」を添付すること。）

5 応急対策及びとった処置

6 復旧対策

7 世帯別被害等調査票（別紙2）

別紙1(様式30)

被 害 状 況 調 査

(年 月 日 時現在)

人 的 被 害	死 者				
	行 方 不 明				
	負傷	重 傷			
		軽 傷			
		小 計			
	計				
世 帯 の 被 害	棟 数	全 壊、全 焼 及 び 流 失			
		半 壊 及 び 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
	世帯数及び人員	全 壊、全 焼 及 び 流 失	世帯		
			人員		
		半 壊 及 び 半 焼	世帯		
			人員		
		一 部 破 損	世帯		
			人員		
		床 上 浸 水	世帯		
			人員		
		床 下 浸 水	世帯		
			人員		
		非 住 家 の 被 害			
		国 有 林 材 減 額 譲 渡 措 置	木材所要数量		
			申 請 数 量		
譲 渡 数 量					

(注) 1 棟(むね)とは、1つの建築物をいうものである。なお、主屋に主屋よりも延面積の小さい附属建築物が付着している場合は1棟とし、渡り廊下の場合等2つ以上の主屋に付着しているものは折半してそれぞれを主屋の附属物とみなすものである。

2 国有林材の減額譲渡措置欄は、災害に係る応急仮設住宅設置にあたり、その減額措置を受けた場合のみ記載すること。

眼 盒 器 帶 器 被 別 框 封

調査員氏名

(年 月 日 現在)

[illegible]

様式31(その3)

6 救助費概算額

区 分	人 員 数	単 価	金 額	備 考
1 救助費				
(1) 収容施設給与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊出しその他による 食品の給与費 炊出し費 その他食品給与費	延 人 延 人			
(3) 飲料水給与費				
(4) 被服寝具その他生活 必需品給与費 全壊(焼)流失分 半壊(焼)床上浸水分	世帯 世帯			
(5) 医療及び助産 医療費 助産費	延 人 延 人			
(6) 被災者救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金貸与費	世帯			
(9) 学用品給与費 イ 教科書代 小学生 中学生 ロ その他学用品費 小学生 中学生	人 人 人 人 人			
(10) 埋葬費 大人 小人	体 体			
(11) 死体搜索費	体			
(12) 死体処理費 一時保存料 検案料	体			
(13) 障害物除去費				
(14) 輸送費				
(15) 人夫費				
(16) 実費弁償費				
2 事務費				
合 計				

7 その他必要事項

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長 印

災 害 決 定 報 告

年 月 日 時 分ごろ発生した 災害
について、その被害状況を下記のとおりに報告します。
記

1 災害発生の日時及び場所

(1) 日 時 年 月 日 時 分
(2) 場 所

2 災害の原因及び被害の概況

3 被害状況調査

(1) 人的被害及び住家の被害

人 的 被 害 (人)						住 家 の 被 害														非住家の被害 (棟)	
死 者	行方不明者	負 傷 者			計	棟 数 (棟)					世 帯 数 及 び 人 員										
		重 症	軽 傷	小 計		全 流 壊 失 ・ 全 焼	半 壊 ・ 半 焼	一 部 損 壊	床 上 浸 水	床 下 震 災	全壊 全焼 流失		半壊 半焼		一部 破損		床上 浸水		床下 浸水		
											世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯	人 員	世 帯		人 員

様式31(その2)

(2) 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人世帯	七人世帯	八人世帯	九人世帯	十人世帯				計	小学校児童	中学校生徒
区分	世帯数	全壊(焼)流失															
	半壊(焼)																
	床上浸水																
人員	全壊(焼)流失																
	半壊(焼)																
	床上浸水																

4 すでにとった措置及びとろうとする措置

5 救助の種類別実施状況

(1) 避難所設置状況

月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日間
次の カ所に避難所を設置し、延 人を収容。
月 日 時 分をもって閉鎖した。

避難所名	月 日	月 日	月 日	計
計				

(2) 炊き出し実施状況

月 日から ほか カ所で延 食の炊き出しを実施した
月 日 月 日

朝食 計 食 延 人

昼食 計 食 延 人

夕食 計 食 延 人

番 号

年 月 日

青森県知事 殿

野辺地町長

印

災害救助費市町村交付金交付申請書

このことについて、次により市町村交付金を交付されたく、関係書類を添えて申請いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

- 1 申請金額 ¥ 円
- 2 災害の内容 年 月 日発生した災害
- 3 添付書類
 - (1) 請求書
 - (2) 災害救助費総額内訳書
 - (3) 事項別内訳書

番 号
年 月 日

青森県知事 殿

野辺地町長 印

請 求 書

¥ 円

ただし、 年 月 日発生した 災害に係る災害救助に要した費用として、別紙のとおり関係書類を添えて請求いたします。

災害救助費総額内訳書

救助の種類	支出額	算定基準による額	事務費実支出額	事務費基準額	算定基準額合計	備考
避難所設置費						
応急仮設住宅設置費						
炊出し費						
飲料水供給費						
輸送費						
事務費						
救済用物資						
合計						

事 務 費 内 訳 書

野辺地町

費 目	金 額	備 考
計		

- (注) 1 費目は、予算費目によるものとする。
- 2 旅費、時間外勤務手当及び通信費は、別紙明細書を添付すること。
- 3 別紙明細書備考欄には、それぞれの救助種目名を記載しておくこと。

旅 費 明 細 書

野辺地町

旅行者氏名	旅行期間	用務地	金額	備考
			円	
			円	
			円	

時 間 外 勤 務 手 当 内 訳 書

野辺地町

勤 務 月 日	従 事 者 氏 名	金 額	備 考
		円	
		円	
		円	

通 信 費 明 細 書

野辺地町

通 信 日 月 日	通 信 費 明 細	金 額	備 考
		円	
		円	
		円	

班 名 _____

救 助 実 施 記 録 日 計 票

救 助 の 種 類	避難所 用品	給食 炊出	飲料水 給水	救出用 資機材
	応急 修理	学用品	死体 搜索	死体 処理
	障害物 除去	その他		

責任者（町職員）

印

地区の代表者

印

No. _____

月 日 時 分

世 帯 数

品 目（ 数 量 金 額 ）

受 入 先

払 出 先

場 所

方 法

記 事

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

救助の種目別	年月日	品 名	単位	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊出しその他による 食 品 給 与 用								
給 水 用 機 械 器 具 燃 料 浄 水 用 薬 品 資 材								
被 服 寝 具 等								
医 薬 品 衛 生 材 料								
被 災 者 救 出 用 機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び 消 耗 品								

(注)1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

- 2 各救助の種目別に受、払、残の計及び金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれ別に受、払、残の計及び金額を明らかにすること。
- 3 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
なお、「備考」欄に払い高数量(使用数量)に対する金額を記入すること。

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品 名	数量		
	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							
計	既存建物	月 日 ~ 月 日	人	人			円	
	野外仮設							
	天 幕							

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目別使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

避難指示発令報告書

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

災害対策基本法第60条の規定に基づき、次のとおり避難指示を発令したので報告する。

- 1 災害等の規模及び状況
- 2 避難を指示した日時
- 3 非難を指示した地域
- 4 対象世帯数及び人員
- 5 避難所開設予定箇所数
- 6 その他

避難指示解除報告書

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

災害対策基本法第60条の規定に基づき発令した避難指示について、次のとおり解除したので報告する。

- 1 避難指示を解除した日時
- 2 その他

避難所開設報告書

年 月 日
番

青森県知事 殿

野辺地町長 印

災害に伴う避難所の開設状況について、次のとおり報告する。

避難所開設の日時	
場所及び箇所数	
収容世帯数及び人員	
開設期間の見込み	
その他の	

避難所閉鎖報告書

年 月 日
番

青森県知事 殿

野辺地町長

印

災害に伴う避難所を次のとおり閉鎖したので報告する。

避難所の閉鎖した日時	
場 所 及 び 箇 所 数	
収 容 世 帯 数 及 び 人 員	
開 設 期 間	
そ の 他	

避難所日誌

避難所名

[illegible]

避難者名簿

[illegible]

避難所従事者勤務状況

避難所名

[illegible]

被災者救出状況記録簿

野辺地町

年月日	救出 人員 (人)	救 出			用 費			機 械			器 具			実支出額 (円)	備 考
		借 数量	所有者(管理者)氏名	金額 (円)	修繕月日	修繕費 (円)	修繕概要	費	燃料費 (円)						

(注) 1 被害区域が他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみその借上費を金額欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

炊 出 し 給 与 状 況 (総 括)

野辺地町

炊 出 し 場所の名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			

(注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

炊出し給与簿

炊出し場所				責任者	
給食年月日	給食区分	給食数	給食先	給食内容	備考
計					

(注) 1 「給食先」欄は、炊き出しの配給先(例：〇〇避難所)を記入すること。

2 「計」欄は、給食区分別に記入すること。

(注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄にその額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

世帯構成員別被害状況

年 月 日 現在

世帯構成員別 区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯			計	小学生	中学生
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
全壊(焼)流失															
半壊 (焼)															
床上浸水															
全壊(焼)流失															
半壊 (焼)															
床上浸水															
人員															

物資の給与状況

野辺地町

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名					実支出額	備考
				布団	毛布					
		人							円	
全壊	世帯									
半壊	世帯									
計										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者氏名

印

(注) 1 住家被害程度に、全壊(焼)・流失又は半壊、床上浸水の別を記入すること。

2 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

様式51

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長 印

災害救助法による応急仮設住宅設置供与(住宅の応急修理)申請書

年 月 日発生(地震・津波・風水害・事故等)により
(全壊・全焼・流失・半壊・半焼)した建物に居住していた被災者のうち、別紙の者は
自らの資力によって住宅を得ることができない(住宅の応急修理をすることができない)
者でありますことから、応急仮設住宅の設置供与について関係書類を添えて申請します。

(注)関係書類は別紙様式(調書)によること。

應 急 仮 設 住 宅 設 置 供 与 を 必 要 と す る 者 の 指 定

61

處急假設住宅敷地予定區畫

62

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

着 工 届

1 工 事 名 災 害 救 助 法 に よ る 応 急 仮 設 住 宅 建 築 工 事

2 建 築 戸 数

3 着工年月日

上記のとおり着工したので届け出ます。

(注) 1 着工後5日以内に届け出ること。

2 住宅の応急修理も上記に準じて届け出ること。

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

竣 工 届

1 工 事 名 災 害 救 助 法 に よ る 応 急 仮 設 住 宅 建 築 工 事

2 建 築 戸 数

3 竣 工 年 月 日

上記のとおり竣工したので届け出ます。

(注) 1 竣工後5日以内に届け出ること。

2 住宅の応急修理も上記に準じて届け出ること。

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

引 渡 書

1 工 事 名 災 害 救 助 法 に よ る 応 急 仮 設 住 宅 建 築 工 事

2 設置場所及び戸数

3 構 造 及 び 面 積

4 竣 工 年 月 日

5 引 渡 年 月 日

上記のとおり引き渡します。

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

請 求 書

¥ _____ 円

ただし、応急仮設住宅建築工事の概算費用として、上記のとおり請求します。

(注) 上記請求書は、応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理のため概算交付を必要とする場合に用いるものであること。

番 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

精 算 書

科 目	実 支 出 済 額	県 費 受 入 額	差引過不足額	摘 要
応 急 仮 設 住 宅				工事費 円
(住 宅 の 応 急 修 理)				事務費 円

上記のとおり精算いたしました。

(注) 精算書には、請負による見積書(写)、工事請負契約書(写)並びに設計書及び設計図のほか、別紙1及び別紙2 (入札を行った場合) の書類を添付すること。

別紙1(様式56)

工事費及び事務費内訳書(野辺地町)

科 目	経 費	算 定 基 礎
工 事 費		
基 礎 工 事		
木 工 事		
屋 根 工 事		
建 具 工 事		
手 間 工 事		
諸 経 費		
事 務 費		
設 計 料		
旅 費		
通 信 費		
消 耗 品 費		
計		

別紙2(様式56)

[illegible]

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

野辺地町

応急仮設 住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	面積	構造区分	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
計	世帯										

(注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建築したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公私有地別とし、有償無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにすること。

住宅応急修理記録簿

野辺地町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了日	実支出額	備考
計	世帯			

(注)別添として見取図を添付すること。

救護班活動状況

報告者職・氏名： 印

月日	場	所	患者数	措置	位置	概要	死体検案数	修繕費	備考
			(人)				(体)	(円)	
計									

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

傷 病 者 名 簿

野辺地町

医療班 / 救護班 担当者氏名									
避難所名 (救護所開設場所)						医師氏名		救護月日	
番号	患者氏名	住	所	性別	年齢	傷	病	名	処置 年月日

助 産 台 帳

野辺地町

分 住	べ 所	者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備	考
計						円		

障 害 物 除 去 の 状 況

野辺地町

住家被害程度区分	所有者・居住者 住所・氏 名	障害物除去に要した期間	実 支 出 額	除去を要する状態の概要	備	考
計	半壊(焼)			円		
	床上浸水			円		

(注)1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

奉 仕 団 の 協 力 要 請 書

 番 号
 年 月 日

殿

野辺地町長

印

災害に係る救助活動について、次により協力を要請します。

作 業 内 容	
要 請 の 理 由	
集 合 場 所	
従 事 場 所	
従 事 期 間	

奉仕団の活動状況記録簿

[illegible]

人 夫 あ っ せ ん 要 請 書

番 号

年 月 日

公共職業安定所長 殿

野辺地町長

印

災害救助活動の従事者を次によりあっせんしてくださるようお願いいたします。

作 業 内 容	
所 要 人 員	
要 請 の 理 由	
集 合 場 所	
従 事 場 所	
従 事 期 間	

(注) 1 本台帳は、救助種目ごとに作成すること。

82

(注) 1 搜索範囲が他市町村に及んだ場合は、備考欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

死 体 捜 索 の 協 力 要 請 書

 番 号
 年 月 日

殿

野辺地町長

印

死体捜索の協力方について(依頼)

災害により、次の者が貴市町村へ漂流していると推定されるので、その捜索について協力を要請します。

死体が漂流していると推定される地域					
死者の氏名等	ふりがな 氏 名		性別	男・女	年齢 歳
	着衣・持物等				
	死者の特徴等				
その他の参考 となる事項					
当町の連絡先					

埋 葬 台 帳

野辺地町

死 亡 日 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
	ふりがな 氏 名	年 齢	死亡者 との関係	ふりがな 氏 名	棺(付属品 を含む)	埋葬または 火葬料	骨 箱	計	
					(円)	(円)	(円)	(円)	
計		人							

(注) 1 埋葬を行った者が町長である場合は、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2 町長が棺、骨箱等を現物で支給した時は、その旨「備考」欄に明らかにすること。

学用品給与調査

野辺地町

区分 学校名	全壊(燃)流失				半壊(燃)床上浸水				計				合計
	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	児童生徒	教科書	児童生徒	文房具 通学用品	
小中学校 合計													

学 用 品 購 入 計 画 書

野辺地町

学校名												
区分		全壊(焼)、流失			半壊(焼)、流失			合計		備考		
学年	品名	単価	児童生徒	数量	金額	児童生徒	数量	金額	数量			金額

給与責任者(学校長)
氏 名

显

[illegible]

(注) 1 「給与月日」欄には、その児童(生徒)に対して最後に給与した月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には数量を記入すること。

学用品給与対象者調査

野辺地町

保護者の被害区分	児童・生徒氏名	保護者氏名	調査月日	給与品の内訳						支出予定額	備考	
				教科書		その他学用品						
				国語	算数			鉛筆	ノート			
計	全壊(焼)											
	流失											
	半壊(焼)											
	流失											

学用品の給与対象者は上記のとおりです。

年 月 日

学校長

印

輸 送 記 録 簿

野辺地町

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借上等			修理					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修理 月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者						
					円				円		円		

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 果又は町有の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 書

番 号

年 月 日

青森県知事 殿

野辺地町長

印

自衛隊災害派遣の要請(の要求)について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1 災 害 の 種 類	洪水、津波、地震、火災、その他	
2 要 請 の 目 的	人命救助、災害復旧、消火、その他	
3 派 遣 を 希 望 す る 区 域	地区	
4 派 遣 を 必 要 と す る 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	日 間
5 被 害 状 況		
6 派遣を希望する人員及び機器 の概数(車両、船舶、航空機等)		
7 派 遣 先 の 責 任 者		
8 その他	(1) 宿 泊	要 請 者 で 準 備 ・ 自 衛 隊 で 準 備
	(2) 食 糧	要 請 者 で 準 備 ・ 自 衛 隊 で 準 備
	(3) 資 材	要 請 者 で 準 備 ・ 自 衛 隊 で 準 備

自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

番 号

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

野辺地町長

印

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

自衛隊の災害派遣部隊について、派遣目的を達成したので次により撤収方を申し出ます。

1 派遣部隊撤収の日時

2 派遣部隊名及び隊員数

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町村等名	野辺地町 TEL 発信者
2	災害の種別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他()
3	要請内容	捜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・その他()
4	消防覚知時間	年 月 日 () 時 分頃
5	県への要請時間	年 月 日 () 時 分頃
6	発生場所	野辺地町 (目標) (離着陸場所)
7 捜索・救助の場合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H. 年 月 日生) 住所 電話 職業
	要救助者に係る特記事項	※既往歴など
8	災害の概況(事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること。)	
9	現場指揮者	所属・職氏名
10	現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等

11 傷病者輸送の場合	傷病者	氏名 (男・女) 歳 (M.T.S.H. 年 月 日生) 住所 電話 職業
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名)等	
12	気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 ℃ 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)
13	必要資機材	
14	その他必要な事項	
地図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)		

※以下の項目は出動の可否決定後連絡します。

1	使用無線等	無線種別(全国共通波、県内共通波、その他) 現地指揮本部(車) 呼出名(コールサイン)
2	到着予定時間	年 月 日 () 時 分
3	活動予定時間	時 分
4	燃料の手配	要手配・手配不要 L (ドラム缶 本)
特記事項		

野辺地町地域防災計画

【資料編・様式編】

昭和 4 6 年 作成

平成 7 年 7 月 修正

平成 1 1 年 3 月 修正

平成 2 8 年 1 0 月 修正

令和 5 年 3 月 修正

編集発行 **野辺地町防災会議**

事務局 野辺地町防災管財課

〒 0 3 9 - 3 1 3 1 野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1

電話 代表 0 1 7 5 - 6 4 - 2 1 1 1 （内線 2 2 4）